

長 生 地 域
循環型社会形成推進地域計画
(第3次計画)

茂	原	市
一	宮	町
睦	沢	町
長	生	村
白	子	町
長	柄	町
長	南	町

長生郡市広域市町村圏組合

令和5年11月29日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	3
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	4
(2)	生活排水の処理の現状	5
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	6
(4)	生活排水処理の目標	9
3	施策の内容	10
(1)	発生抑制、再使用の推進	10
(2)	処理体制	12
(3)	処理施設等の整備	14
(4)	その他の施策	17
4	計画のフォローアップと事後評価	18
(1)	計画のフォローアップ	18
(2)	事後評価及び計画の見直し	18

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町
面積	326.87 km ²
人口	144,180 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）

表 1 構成市町村の人口と面積

市町村名	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町	合計
面積 (km ²)	99.92	22.99	35.59	28.25	27.50	47.11	65.51	326.87
人口 (人)	87,096	12,302	6,692	13,647	10,677	6,413	7,353	144,180

(2) 計画期間

本計画は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

長生郡市広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）は、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町の1市5町1村で構成する一部事務組合であり、房総半島のほぼ中央部の太平洋側に位置し、本組合圏域の面積は326.87km²である。

東は太平洋に面し、北は大網白里市及び千葉市に、南はいすみ市及び大多喜町、西は市原市にそれぞれ接している。また、本組合圏域から都心までは約50～70kmであり、鉄道（特急）で約1時間、首都圏近郊整備地帯の外周部に位置している。

本組合のごみ焼却施設は、「環境衛生センターごみ処理場」（以下「ごみ処理場」という。）があり、第1期工事として平成8年4月に稼働を開始した81t/日（81t/日×1炉）の処理能力を持つ焼却炉稼働開始後、22年経過）及び第2期工事として平成11年4月に稼働を開始した144t/日（72t/日×2炉）の処理能力を持つ焼却炉（稼働開始後、約27年経過）の合計225t/日の能力を有する。また、施設の長寿命化と運転に伴う二酸化炭素排出量の削減を図るため、平成30年度から令和4年度にかけて基幹的設備改良工事（以下、「基幹改良工事」という。）を行った。

粗大ごみ処理施設（破砕・資源選別）は、ごみ処理場内に併設し、平成8年4月に稼働を開始している。

なお、最終処分場については、「一般廃棄物最終処分場エコパーク長生」が、平成18年9月から供用を開始し、焼却灰及び不燃物残渣を埋め立てているほか、飛灰及び主灰の一部は、民間委託で最終処分及びスラグ化を行っている。

また、資源ごみについては、本組合の資源化施設で、カン、ビン、ペットボトルを選別、圧縮等の中間処理をしているほか、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙容器包装及び乾電池の資源化を行っている。

本組合の粗大ごみ処理施設については、稼働開始後約 27 年経過していることから、定期的に精密機能検査を実施し、適切な補修を計画的に行うとともに、施設の経年劣化などの状態も適宜把握し、施設の大規模補修を計画的に実施していく。

最終処分場に関しても供用開始後 17 年が経過し、新最終処分場完成までの期間、かさ上げを行うことで施設の延命化を図っている。

一方、公共用水域を見ると、本組合圏域は太平洋に面しており、圏域内の河川及び海域等、公共用水域の保全が必要である。

これらの公共用水域の保全を図るため、構成市町村において茂原市は、下水道及び農業集落排水施設を整備し、一宮町、睦沢町、長柄町及び長南町は、農業集落排水施設の整備を行い、長生村は、公共下水道の整備、白子町はコミュニティプラントの整備を行っている。

また、構成市町村は、下水道をはじめ集合型処理施設区域外では、合併処理浄化槽の整備を進めており、今後もこれらの施設及び合併処理浄化槽の推進を行い、単独処理浄化槽や汲み取り家庭から排出される生活雑排水の全量処理を目指すものである。

このような状況の中で、し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水処理汚泥を含む。）は、平成 30 年 8 月に稼働開始した汚泥再生処理センター（処理能力 97kL/日）で処理を行っている。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

千葉県では、平成 11 年 3 月に「千葉県ごみ処理広域化計画」を策定した。その後、国から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」が通知され、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化等の様々な観点から、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示された。

そこで、「第 10 次千葉県廃棄物処理計画」を「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付け、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を促進している。

本組合は、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町で構成する圏域においてごみ処理の広域化処理を行っているものの、稼動開始後約 27 年経過しているごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設については、周辺市町村等や県との意見交換を行うなどし、広域化・ごみ処理施設集約化の可能性も含めて更新時期に向けた検討が必要である。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう広報、ポスター、住民説明会等で啓発・情報提供を行うとともに、環境学習を行う。

本組合圏域ではプラスチック製容器包装及びプラスチック製品について、現状は燃えるごみとして収集している。プラスチック資源は当面の間燃えるごみとして焼却処理を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

なお、計画している施設整備については、経過措置の適用を受けている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

本組合圏域における令和4年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図1のとおりである。

本組合の焼却施設では、焼却による熱エネルギーを蒸気として回収しており、これを利用して発電しているほか、場内・場外への温水供給等を行っている。

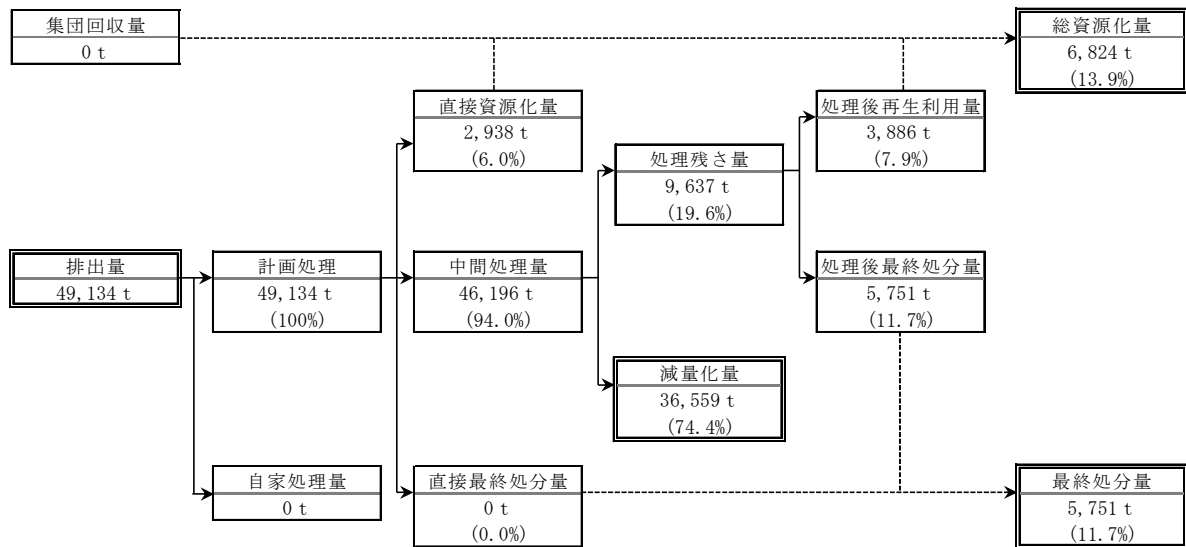


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和4年度）

(2) 生活排水の処理の現状

令和4年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で144,180人であり、汚水処理人口は115,246人、汚水衛生処理率は79.9%である。

し尿発生量は3,519kl/年、浄化槽汚泥発生量は29,521kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は33,040kl/年である。

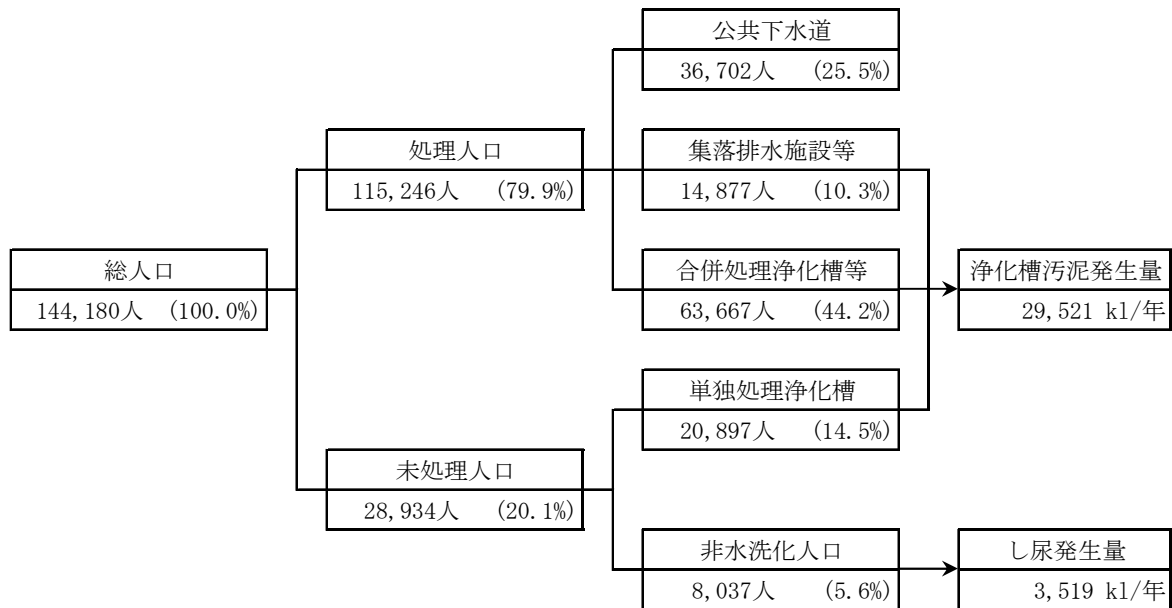


図2 生活排水の処理状況フロー（令和4年度）

※ 処理形態別人口の割合は、端数処理により割合・合計が一致していない。

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、資源ごみの分別収集の徹底などにより循環型社会の実現を目指すものとし、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合 ^{※1}) (令和4年度)	目 標(割合 ^{※1}) (令和11年度)
排 出 量	事業系 総排出量	13,987 トン	11,392 トン (-18.6%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.13 トン/事業所	1.73 トン/事業所 (-18.8%)
	生活系 総排出量	35,147 トン	31,591 トン (-10.1%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	211.7 kg/人	183.7 kg/人 (-13.2%)
	合計 事業系生活系排出量合計	49,134 トン	42,983 トン (-12.5%)
再生利用量	直接資源化量	2,938 トン (6.0%)	4,176 トン (9.7%)
	総資源化量	6,824 トン (13.9%)	7,581 トン (17.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量	10,028 MWh	8,447 MWh
	(年間の発電電力量及び熱利用量)	357,340 GJ	301,067 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	5,751 トン (11.7%)	4,924 トン (11.5%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量-事業系資源ごみ量)} / (事業所数)

事業所数は総務省統計局「事業所・企業統計調査」、「経済センサス基礎調査」の資料を基に予測した。

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量-生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収、拠点回収されたごみを除く。)

[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

ガス回収量：高効率原燃料回収施設において回収されたバイオガス量 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

表2補足 市町村ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合) (令和4年度)	目 標(割合) (令和11年度)
茂 原 市	事業系 総排出量	10,651 トン	8,245 トン (-22.6%)
	1事業所当たりの排出量	2.71 トン/事業所	2.10 トン/事業所 (-22.5%)
	生活系 総排出量	22,154 トン	20,763 トン (-6.3%)
	1人当たりの排出量	218.4 kg/人	187.8 kg/人 (-14.0%)
	合計 事業系生活系排出量合計	32,805 トン	29,008 トン (-11.6%)
	直接資源化量	1,984 トン (4.0%)	3,102 トン (7.2%)
	総資源化量	4,525 トン (9.2%)	5,348 トン (12.4%)
埋立最終処分量	3,748 トン (7.6%)	3,285 トン (7.6%)	
一 宮 町	事業系 総排出量	844 トン	792 トン (-6.2%)
	1事業所当たりの排出量	1.28 トン/事業所	1.20 トン/事業所 (-6.3%)
	生活系 総排出量	3,183 トン	2,773 トン (-12.9%)
	1人当たりの排出量	228.5 kg/人	201.2 kg/人 (-11.9%)
	合計 事業系生活系排出量合計	4,027 トン	3,565 トン (-11.5%)
	直接資源化量	237 トン (0.5%)	308 トン (0.7%)
	総資源化量	564 トン (1.1%)	591 トン (1.4%)
埋立最終処分量	484 トン (1.0%)	413 トン (1.0%)	
睦 沢 町	事業系 総排出量	299 トン	231 トン (-22.9%)
	1事業所当たりの排出量	1.09 トン/事業所	0.84 トン/事業所 (-22.9%)
	生活系 総排出量	1,495 トン	1,303 トン (-12.8%)
	1人当たりの排出量	195.3 kg/人	171.5 kg/人 (-12.2%)
	合計 事業系生活系排出量合計	1,794 トン	1,534 トン (-14.5%)
	直接資源化量	122 トン (0.2%)	151 トン (0.4%)
	総資源化量	273 トン (0.6%)	286 トン (0.7%)
埋立最終処分量	216 トン (0.4%)	176 トン (0.4%)	
長 生 村	事業系 総排出量	333 トン	333 トン (0.0%)
	1事業所当たりの排出量	0.65 トン/事業所	0.65 トン/事業所 (0.0%)
	生活系 総排出量	3,026 トン	2,615 トン (-13.6%)
	1人当たりの排出量	201.9 kg/人	178.3 kg/人 (-11.7%)
	合計 事業系生活系排出量合計	3,359 トン	2,948 トン (-12.2%)
	直接資源化量	172 トン (0.4%)	219 トン (0.5%)
	総資源化量	440 トン (0.9%)	479 トン (1.1%)
埋立最終処分量	418 トン (0.9%)	349 トン (0.8%)	
白 子 町	事業系 総排出量	744 トン	723 トン (-2.8%)
	1事業所当たりの排出量	1.54 トン/事業所	1.50 トン/事業所 (-2.6%)
	生活系 総排出量	2,439 トン	1,884 トン (-22.8%)
	1人当たりの排出量	209.3 kg/人	182.2 kg/人 (-12.9%)
	合計 事業系生活系排出量合計	3,183 トン	2,607 トン (-18.1%)
	直接資源化量	117 トン (0.2%)	135 トン (0.3%)
	総資源化量	367 トン (0.7%)	338 トン (0.8%)
埋立最終処分量	393 トン (0.8%)	312 トン (0.7%)	
長 柄 町	事業系 総排出量	864 トン	835 トン (-3.3%)
	1事業所当たりの排出量	2.45 トン/事業所	2.37 トン/事業所 (-3.3%)
	生活系 総排出量	1,238 トン	1,058 トン (-14.5%)
	1人当たりの排出量	165.0 kg/人	144.4 kg/人 (-12.5%)
	合計 事業系生活系排出量合計	2,102 トン	1,893 トン (-9.9%)
	直接資源化量	112 トン (0.2%)	113 トン (0.3%)
	総資源化量	274 トン (0.6%)	252 トン (0.6%)
埋立最終処分量	249 トン (0.5%)	224 トン (0.5%)	
長 南 町	事業系 総排出量	252 トン	233 トン (-7.7%)
	1事業所当たりの排出量	0.70 トン/事業所	0.65 トン/事業所 (-7.1%)
	生活系 総排出量	1,612 トン	1,195 トン (-25.9%)
	1人当たりの排出量	181.0 kg/人	157.9 kg/人 (-12.8%)
	合計 事業系生活系排出量合計	1,864 トン	1,428 トン (-23.4%)
	直接資源化量	194 トン (0.4%)	148 トン (0.3%)
	総資源化量	381 トン (0.8%)	287 トン (0.7%)
埋立最終処分量	243 トン (0.5%)	165 トン (0.4%)	

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

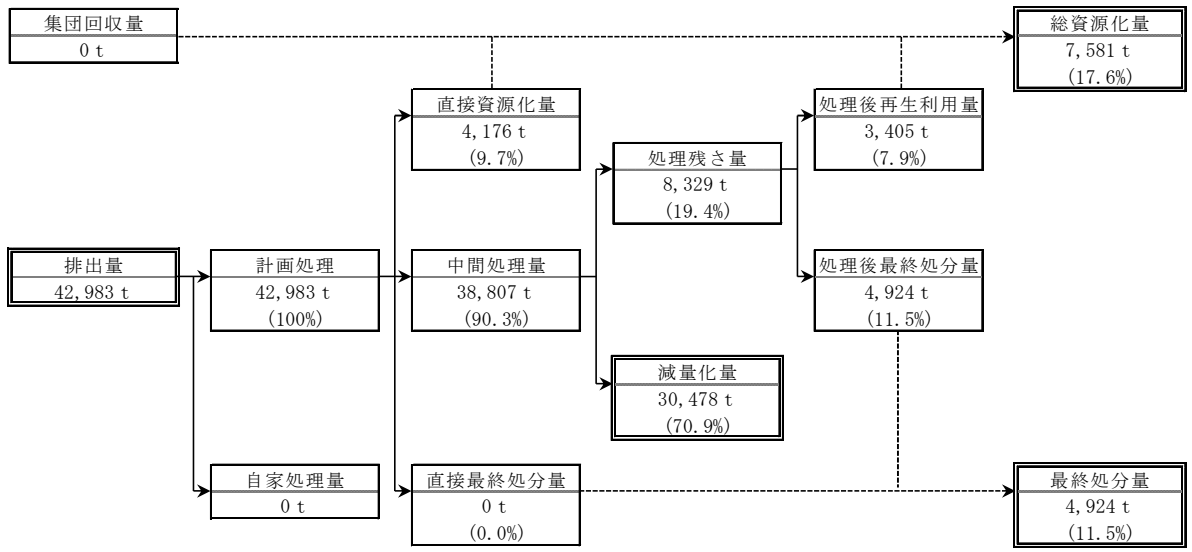


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和11年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標

		令和4年度実績	令和11年度目標
処理形態別人口	公共下水道	36,702人 (25.5%)	39,827人 (28.9%)
	農業集落排水施設等	14,877人 (10.3%)	14,782人 (10.7%)
	合併処理浄化槽等	63,667人 (44.2%)	63,990人 (46.5%)
	未処理人口	28,934人 (20.1%)	19,116人 (13.9%)
合計		144,180人	137,715人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,519キロリットル	2,744キロリットル
	浄化槽汚泥量	29,521キロリットル	26,628キロリットル
	合計	33,040キロリットル	29,372キロリットル

※ 処理形態別人口の割合は、端数処理により割合・合計が一致していない。

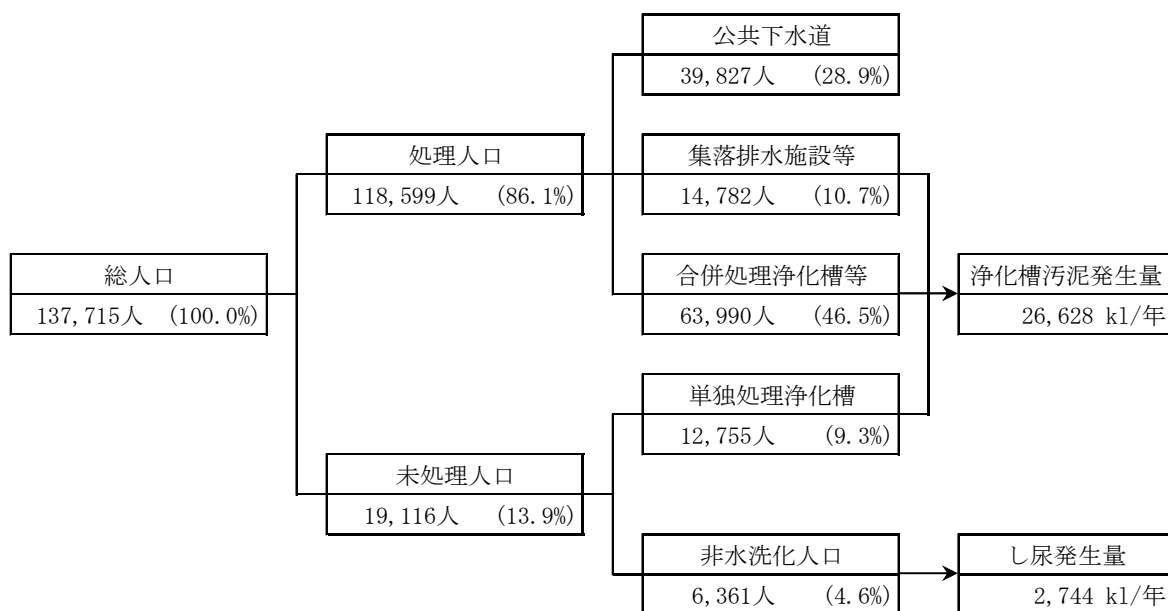


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和11年度）

3 施策の内容

循環型社会の基本理念 3R の原則に従い、本組合のごみ減量・資源化を推進するためには、従来の減量化対策（排出されたごみの資源化）から、ごみ処理を行う前段階に重点を置いた減量化対策へ転換していく。

(1) 発生抑制、再使用の推進

ごみの発生抑制、再使用に関する施策は、以下のとおりとする。

ア 家庭における発生抑制と再使用の推進

施 策
ものは丁寧に使い、長持ちさせることを常に心がけ、ごみを発生させない。 修理して使うことが可能な物は、修理して再使用し、ごみとしない。
食品は、使い切り、冷蔵庫等で腐らせず、ごみになるものを発生させない。 買った食品は、無駄なく使うことで家計費の削減になることを自覚する。
買い物は、マイバッグを持参し、レジ袋の削減に努める。 レジ袋は、ごみの約 1% に当たり、CO ₂ 発生源となることを自覚する。
生ごみの水切りを実施する。 生ごみの水を切ることで、ごみの発生量が少なくなることを自覚する。
家庭用堆肥化装置を利用し、厨芥類は、できるだけ堆肥にして利用する。 農家や園芸を行う家は、できる限り自宅の生ごみは堆肥化して利用する。
過剰包装は断る。 過剰包装は意味が無く、ごみを増やすだけであることを自覚し、実践する。
用途を変えて使えるものは使う。 古いタオルの雑巾使用など、昔の知恵、現代の知恵を活かした使い方を実践。
使わないものはバザー等に出し、ごみにしない。 家庭で使わなくなったもの、使わないものは、バザーや不要品交換会に出す。
グループや知人同士の再使用の連携。 子供服など、不要になったものは、知人同士で再使用を行う。
詰め替え製品を使用する。 使い捨てではなく、詰替用の洗剤などを使う。
可燃ごみの中に含まれている容器包装廃棄物や紙類等の資源ごみの分別排出・分別収集を徹底する。
生活系ごみのうち可燃ごみについては、全市町村で指定袋を媒体とした均一従量制により課金し、小売店前納方式により、収集処理手数料を徴取している。 直接搬入ごみ（生活系ごみ・事業系ごみ）については、従量制により課金し、処理手数料を徴取している。

イ 事業者における発生抑制と再使用の推進

施 策
過剰包装はしない。 「簡易包装は環境保全、過剰包装は環境破壊」を住民等にアピールする。結果的に、商品は安くなり、会社の利潤も増えることを自覚する。
資材や事務用品などは、効率的な計画を立て、無駄を作らない。 家庭の食品と同様、無駄な資材は排除し、必要な物だけを購入する。
ごみ処理には経費が掛かることを認識し、ごみを出さない計画を作成する。 事業所でごみ処理に掛かる経費を試算し、ごみを出さないことによる経費の削減を行う。

施 策
リターナブル製品をできるだけ製造・使用する。 リターナブルな製品の研究と販売及び広告を行う。
他の用途に使用できる製品の開発。 使用した後も物入れなど他の用途に使えるものを開発、販売する。
事業所内で用途を変えて使えるものは使う。 事業所内で、他の部署に使えるものを把握し、再使用できるものは使う。

ウ 行政における発生抑制と再使用の推進

施 策
3 Rのうち、特に優先順位が高い2 R（リデュース・リユース）を推進する。
廃棄物に関する理解の促進を図るとともに、自ら率先してごみの排出抑制や分別排出に取り組んでいくよう、知識から実践を定着させる環境学習を推進する。
家庭や事業者に対し、上記のことを広報等で効果的に伝える。 広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す。
ごみ処理に掛かる経費を試算し、住民に伝えることで経費削減の意識を植える。 ごみ処理には、多額の費用が掛かっていることを伝え、排出抑制を促す。
構成市町村の関連組織（環境部会等）を通じた啓発のため、勉強会や出張講座、意見交換会を実施する。
全市町村で不燃ごみ、粗大ごみの有料化について検討する。
産業廃棄物の混入防止策として、搬入物の抜き打ち確認や、啓発活動を行う。
家庭や事業者が守ることを広報等で効果的に伝える。 広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す。
バザー、フリーマーケット等の応援。 本組合圏域で開催されるバザーやフリーマーケット等を応援する。
ごみ処理に係る情報を発信するとともに、積極的に住民説明を行う。 排出抑制、資源化推進の必要性及び温室効果ガス発生等の情報を発信する。
事業系一般廃棄物について、排出実態等の調査を進めるとともに、排出抑制や資源化を促進する。
住民、事業者、行政等の各主体が、循環型社会の構築に向けて、それぞれの役割を積極的に果たしていくために、意見交換を行いながらネットワークづくりを進め、各主体の相互連携を推進する。
使用済小型電子機器等の拠点回収の周知を行い、資源化の推進を図る。

エ 生活排水対策

施 策
生活排水の全量処理。 生活排水（し尿及び家庭雑排水）の全量を適正に処理する。そのための施設整備を促進する。
排水基準の遵守。 排水に係る諸基準を遵守するための監視、指導、広報活動等を積極的に進める。 また、排水処理施設における二次公害の発生防止に努める。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。当面は、現在の処理体制を継続するが、将来の資源化施策を考慮した分別区分としては、本組合構成市町村と協議の上、経済的かつ効率的に可能な範囲での分別区分の見直しと資源化を図ることとする。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみの分別区分は、生活系ごみと同様とする。当面は、主に許可収集により現在の処理体制を継続するが、将来の資源化施策を考慮した分別区分としては、本組合構成市町村と協議の上、経済的かつ効率的に可能な範囲での分別区分の見直しと資源化を図ることとする。

ウ 生活排水処理の現状と今後

住民の健康で快適な生活環境への要望と、公共用水域の水質保全の必要性に応えるため、集合型処理施設による処理を本組合の生活排水処理の中心に据えた整備を進める。

一方、集合型処理施設計画区域外においては、合併処理浄化槽の積極的な整備を進め、生活排水処理を推進する。

なお、汲み取りし尿については、長期的には集合型処理施設または合併処理浄化槽による適正処理への転換を推進するが、当面、汚泥再生処理センターで浄化槽汚泥（農業集落排水処理汚泥を含む。）と合わせて処理するものとする。

表 4 長生郡市広域市町村圏組合の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (令和4年度)		今後 (令和11年度)	
長生郡市広域市町村圏組合		長生郡市広域市町村圏組合	
分別区分	処理方法	処理方法	処理施設等
燃えるごみ	焼却 (熱回収)	発電	一次処理 環境衛生センター ごみ処理場
			二次処理 (一部主灰・飛灰) 委託 (主灰) 新一般廃棄物 最終処分場
燃えないごみ	破砕 選別		環境衛生センター 粗大ごみ処理施設
粗大ごみ			
カン		選別 圧縮	
ビン		選別	売却
ペットボトル	リ サ イ ク ル	選別 圧縮	環境衛生センター 資源化施設
紙類	紙 類		売却
紙パック	紙 パ ッ ク		売却
衣類			
乾電池			委託



(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2)処理体制のうち、今後の処理体制の要点に示した分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	新一般廃棄物 最終処分場	最終処分場 (長生郡市広域市 町村圏組合新最終 処分場整備事業)	87,000 m ³	長柄町	R6～R7 (R5～R7)	—

※ 現有処理施設の状況と更新、休止、廃止については、様式1に添付した。

(整備理由)

事業番号1 本組合圏域の最終処分場の残余容量が逼迫しているため、新たな最終処分場の整備を行う。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

①組合圏域

表6-1 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和4年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土 強靱化
浄化槽設置整備事業	49	305	1,570	R6～R10	—
浄化槽市町村整備推進事業	20	150	615	〃	—
その他地方単独事業	0	0	0		
合計	69	455	2,185		

②茂原市

表 6-2 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数（基） （令和4年度）	整備計画 基数 （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間	国土 強靱化
浄化槽設置整備事業	24	105	535	R6～R10	茂原市国土強靱化地域計画
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0		
その他地方単独事業	0	0	0		
合計	24	105	535		

③一宮町

表 6-3 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数（基） （令和4年度）	整備計画 基数 （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間	国土 強靱化
浄化槽設置整備事業	4	50	250	R6～R10	国土強靱化地域 合同計画
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0		
その他地方単独事業	0	0	0		
合計	4	50	250		

④睦沢町

表 6-4 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数（基） （令和4年度）	整備計画 基数 （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間	国土 強靱化
浄化槽設置整備事業	4	25	105	R6～R10	国土強靱化地域 合同計画
浄化槽市町村整備推進事業	11	100	400	〃	
その他地方単独事業	0	0	0		
合計	15	125	505		

⑤長生村

表 6-5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数（基） （令和4年度）	整備計画 基数 （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間	国土 強靱化
浄化槽設置整備事業	2	30	170	R6～R10	国土強靱化地域 合同計画
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0		
その他地方単独事業	0	0	0		
合計	2	30	170		

⑥白子町

表 6-6 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和4年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土 強靱化
浄化槽設置整備事業	5	45	260	R6~R10	-
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0		
その他地方単独事業	0	0	0		
合計	5	45	260		

⑦長柄町

表 6-7 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和4年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土 強靱化
浄化槽設置整備事業	0	0	0		国土強靱化地域 合同計画
浄化槽市町村整備推進事業	9	50	215	R6~R10	
その他地方単独事業	0	0	0		
合計	9	50	215		

⑧長南町

表 6-8 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和4年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土 強靱化
浄化槽設置整備事業	10	50	250	R6~R10	国土強靱化地域 合同計画
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0		
その他地方単独事業	0	0	0		
合計	10	50	250		

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき適切な回収、再商品化がなされるよう、原則として販売店、購入店、専門業者等での引取りを引き続き指導していく。

イ 不法投棄対策

「構成市町村では、不法投棄は美観を損ねるだけでなく環境汚染の原因にもなることから、投棄物の早期撤去を図っている。

また、県と関係機関による合同パトロール、構成市町村の不法投棄監視員等による監視活動を実施するとともに、多発箇所には不法投棄防止看板を設置するなど未然防止に努めており、今後も、こうした施策を推進していく。

◆ 不法投棄監視活動・清掃活動

本組合圏域内の多発箇所等における不法投棄の未然防止及び投棄物の早期処理を図るため、不法投棄監視員等と構成市町村の協働で実施している。行政においては、不法投棄防止の監視強化、監視カメラの設置検討を行う。

ウ 災害時の廃棄物処理体制の整備

千葉県では、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を結んでおり、災害時の一般廃棄物及び災害により発生する廃棄物について収集・運搬、処理・処分が迅速に行えるよう、本組合圏域内でも災害時の仮置き場の候補地を検討するなど災害時の相互協力に備えるとともに、千葉県、近隣自治体との連携を図りながら対策を講じていく。

昨今、地球温暖化による気候変動の影響などで、台風・豪雨災害等の自然災害が頻繁に発生し、また、南関東地域では首都直下地震も想定し、長生郡市でも大きな被害により災害廃棄物が多量に発生することが予想されるため、構成市町村と協議の上、「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成30年3月改定）に基づき「災害廃棄物処理計画」を令和2年10月に改訂している。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

構成市町村及び本組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行い、その結果を公表する。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

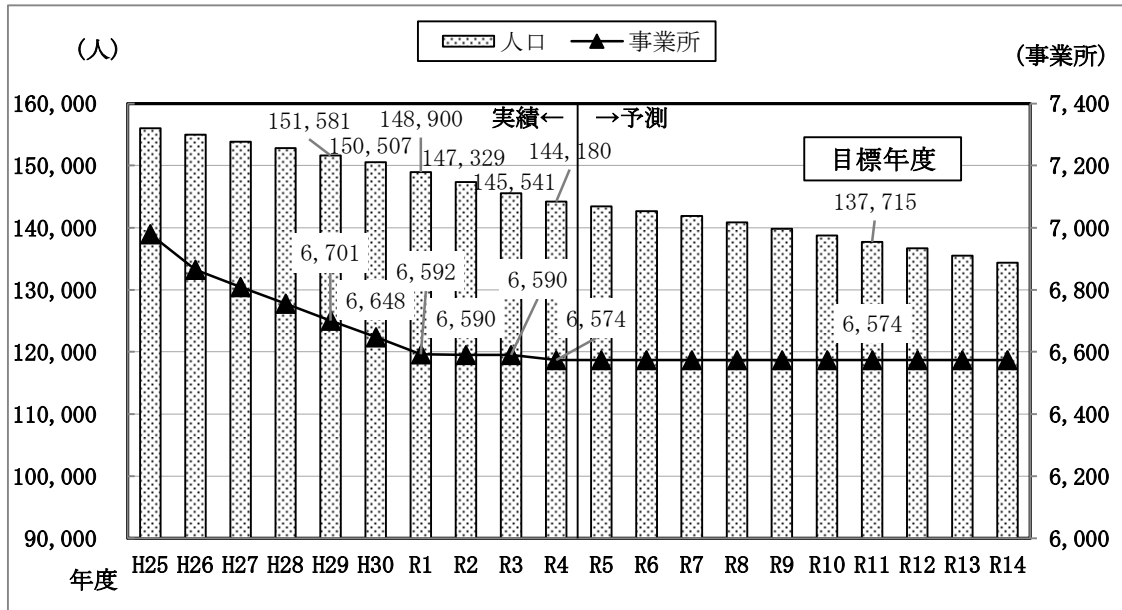
添付資料 1 対象地域図



添付資料2 目標の設定に関するグラフ

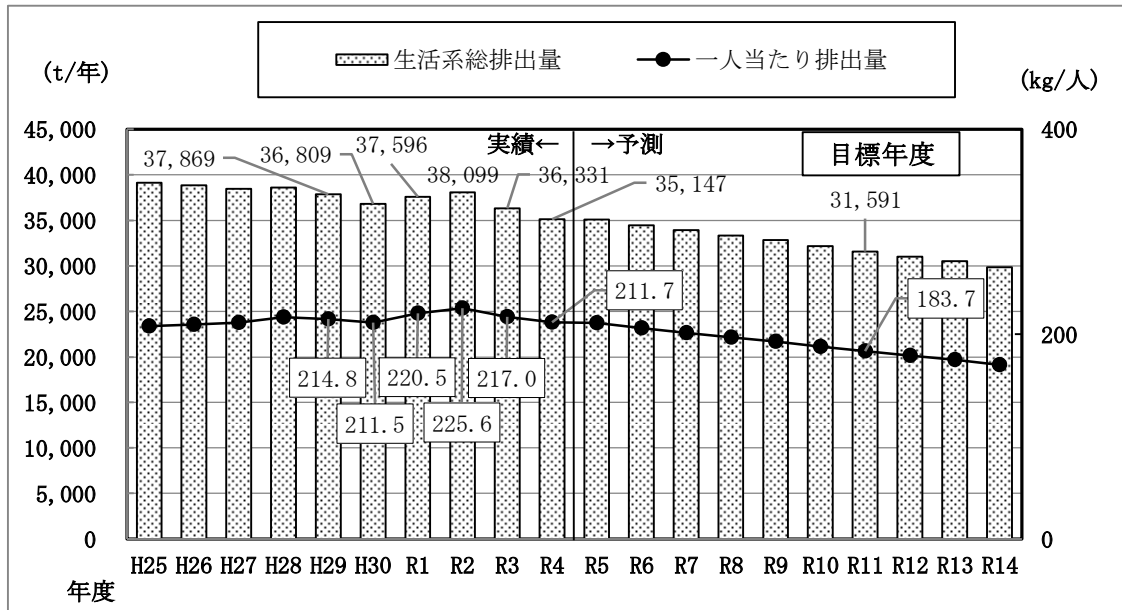
1 人口の予測

本組合圏域の人口、事業所予測は次のとおりであり、減少傾向である。



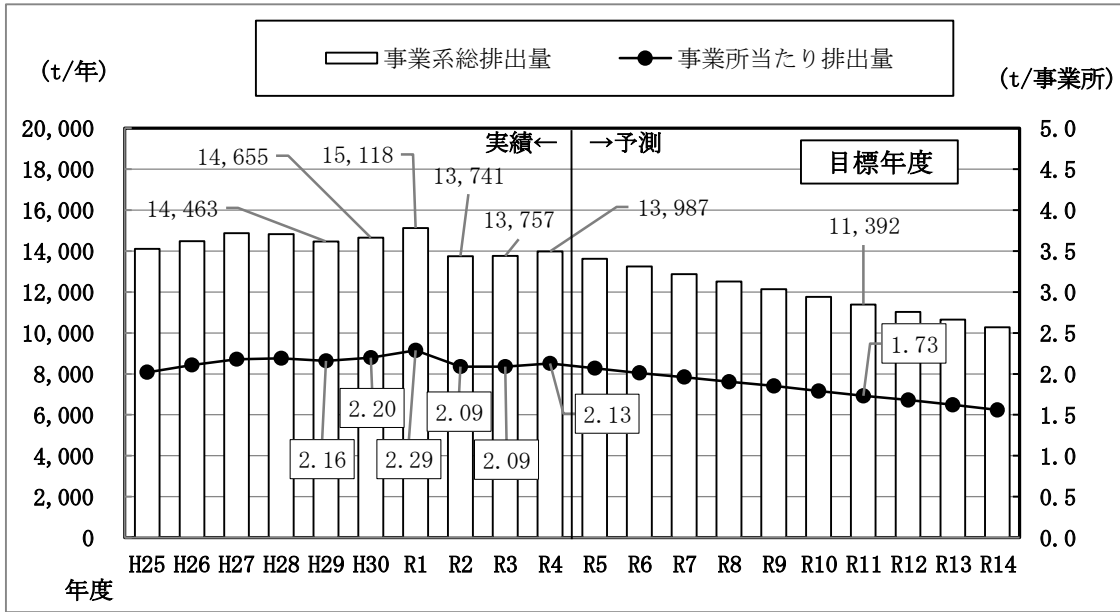
2 生活系ごみの排出量及び原単位の予測

生活系ごみの排出量及び1人当たりの排出量原単位の予測結果は、次のとおりである。



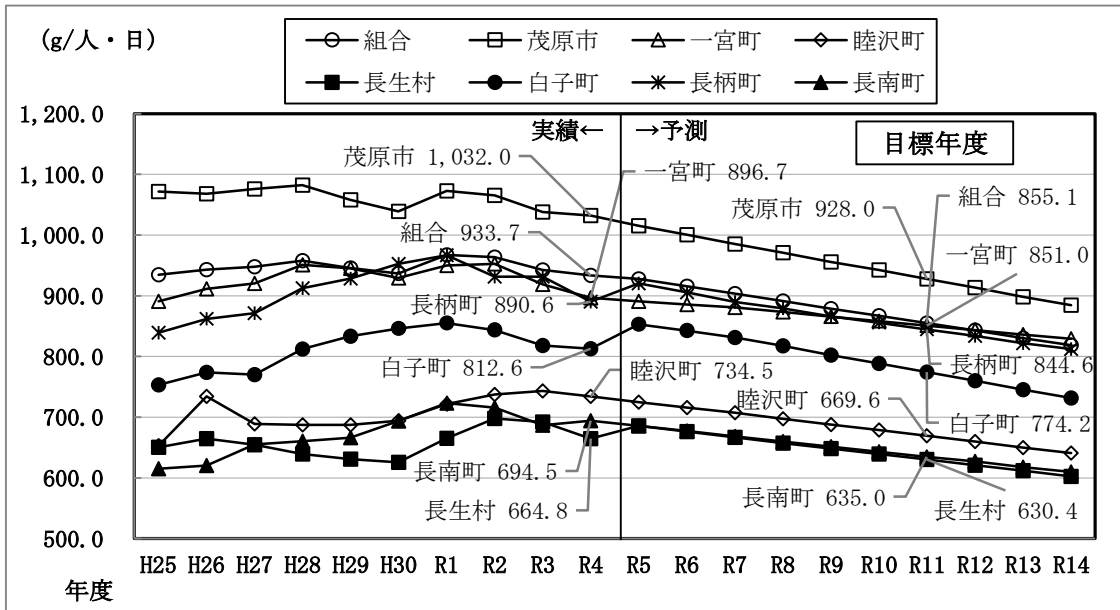
3 事業系ごみの排出量及び事業所当たりの排出量の予測

事業系ごみの排出量及び1事業所当たりの排出量原単位の予測結果は、次のとおりである。



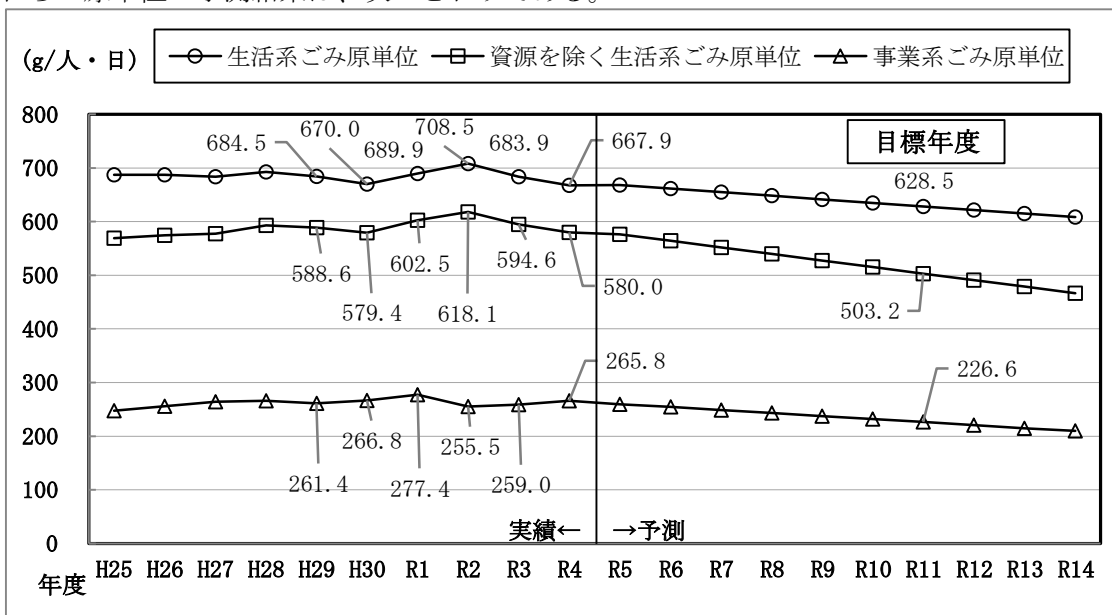
4 構成市町村別ごみの総合原単位の予測

構成市町村及び本組合の目標達成時のごみの原単位の予測結果は、次のとおりである。



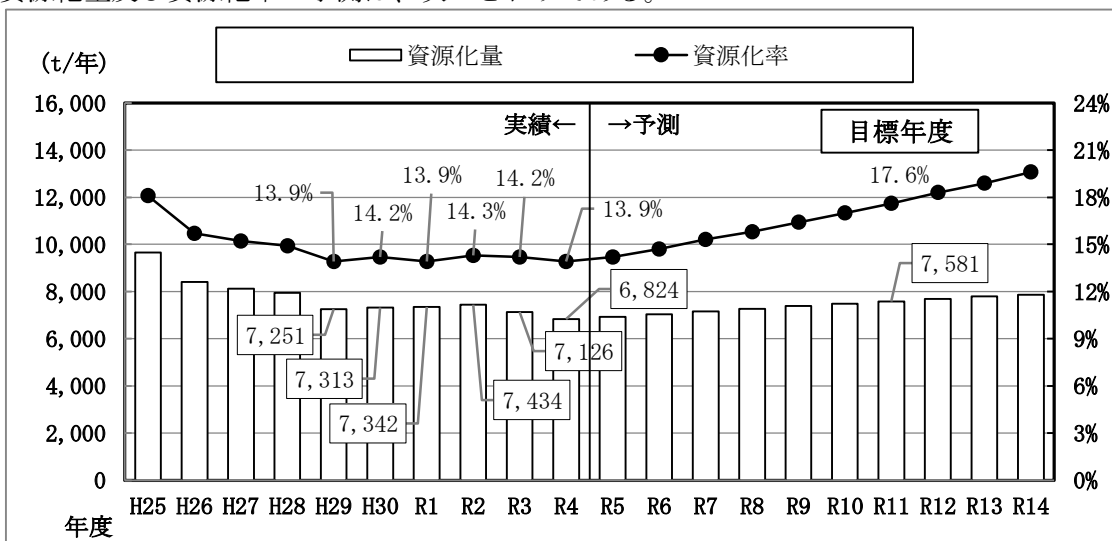
5 生活系ごみ、資源を除く生活系ごみ及び事業系ごみ原単位の予測

これらの原単位の予測結果は、次のとおりである。



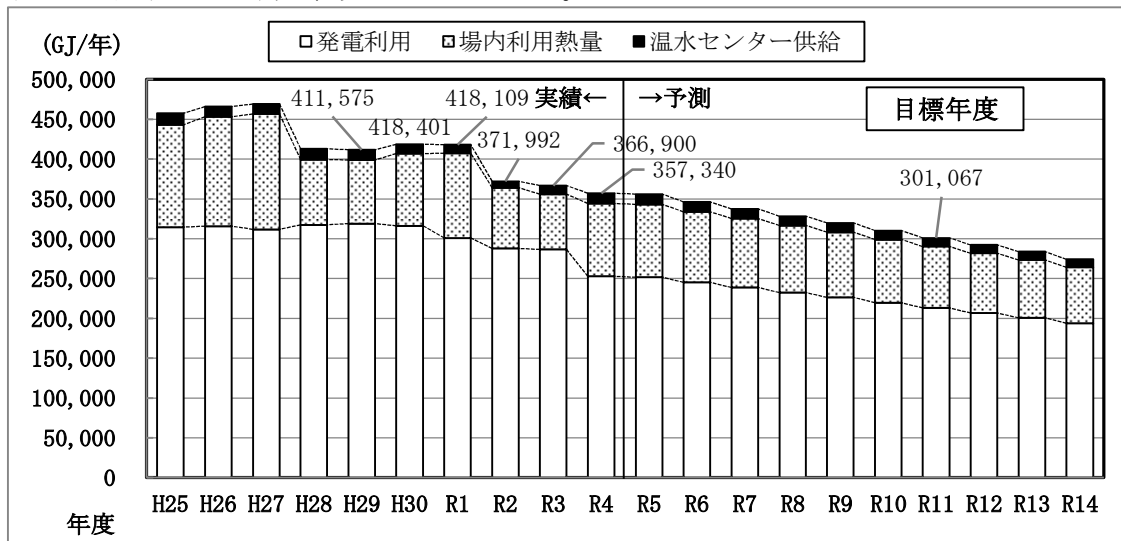
6 資源化量と資源化率の予測

総資源化量及び資源化率の予測は、次のとおりである。



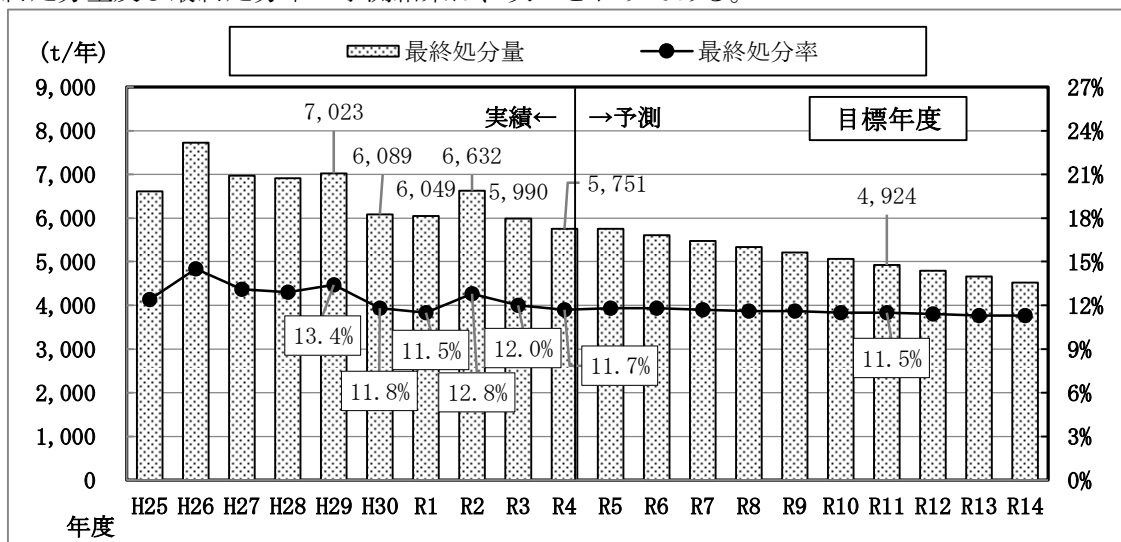
7 エネルギー回収量の予測

エネルギー回収量の予測は、次のとおりである。



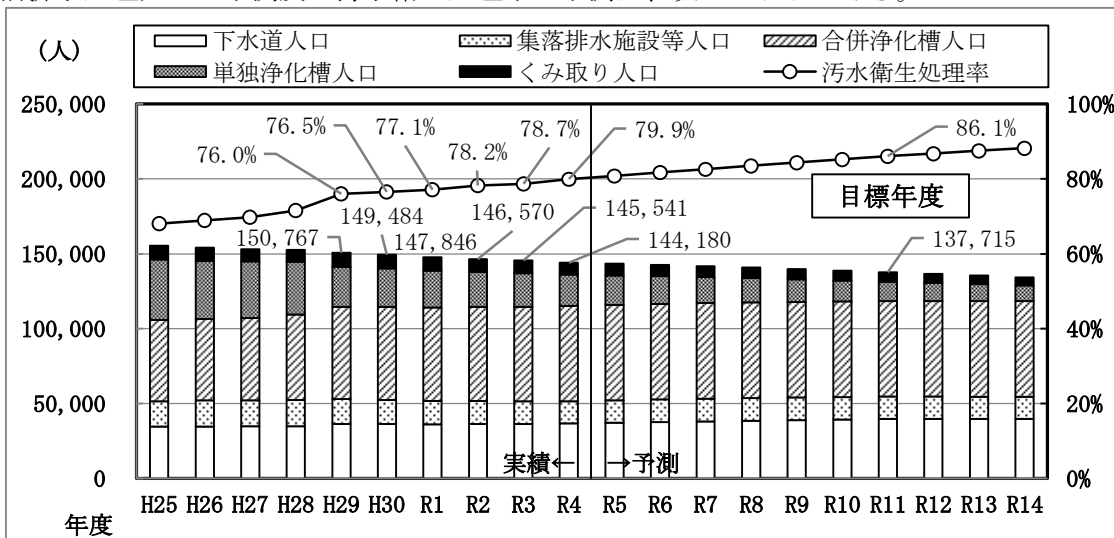
8 最終処分量と最終処分率の予測

最終処分量及び最終処分率の予測結果は、次のとおりである。



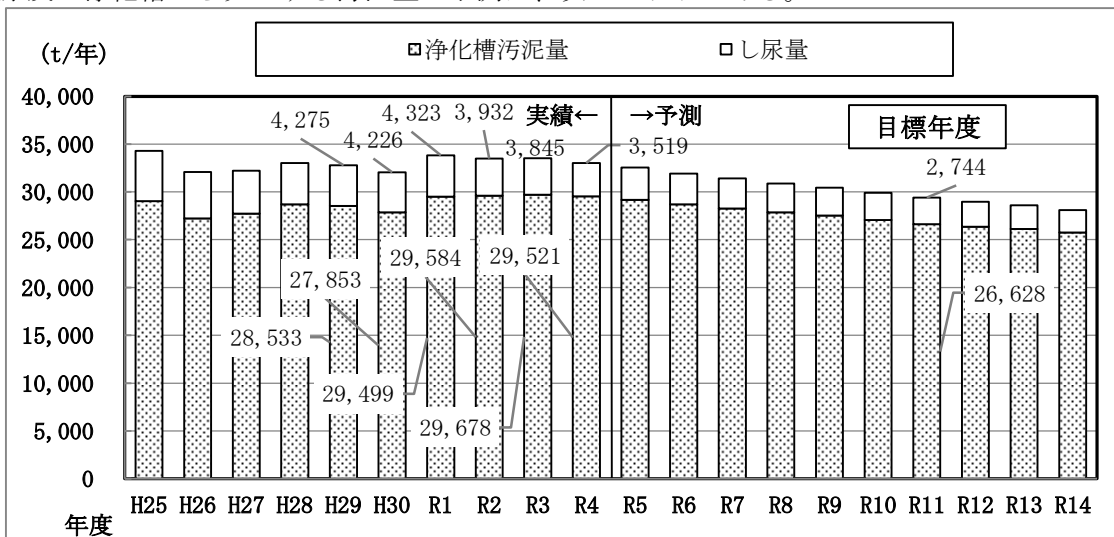
9 生活排水処理人口及び生活排水処理率の予測

生活排水処理人口の予測及び汚水衛生処理率の予測は、次のとおりである。

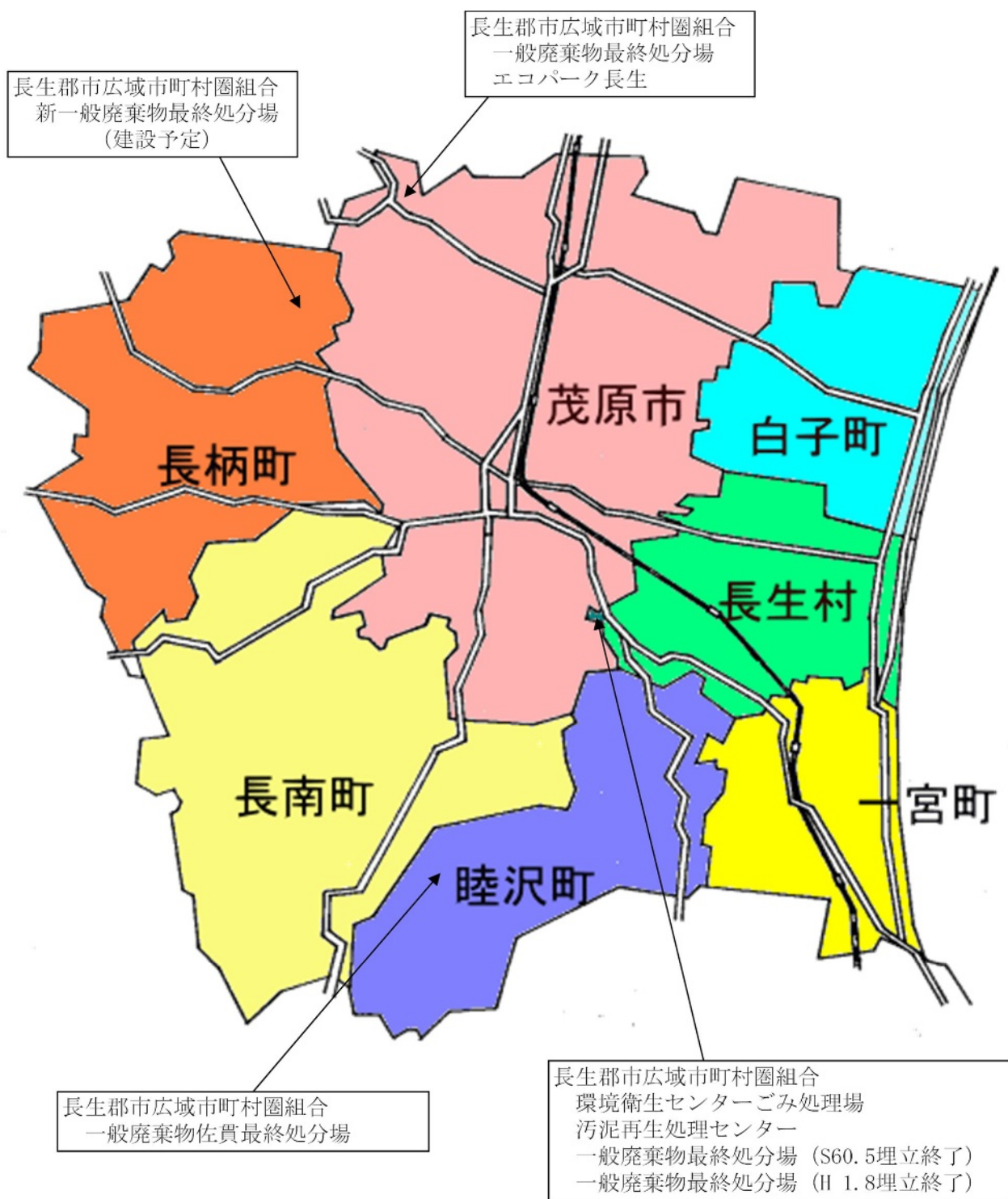


10 汚泥及びし尿量の予測

し尿及び浄化槽から発生する汚泥量の予測は、次のとおりである。



添付資料3 地域内の施設の現況と予定（位置図）

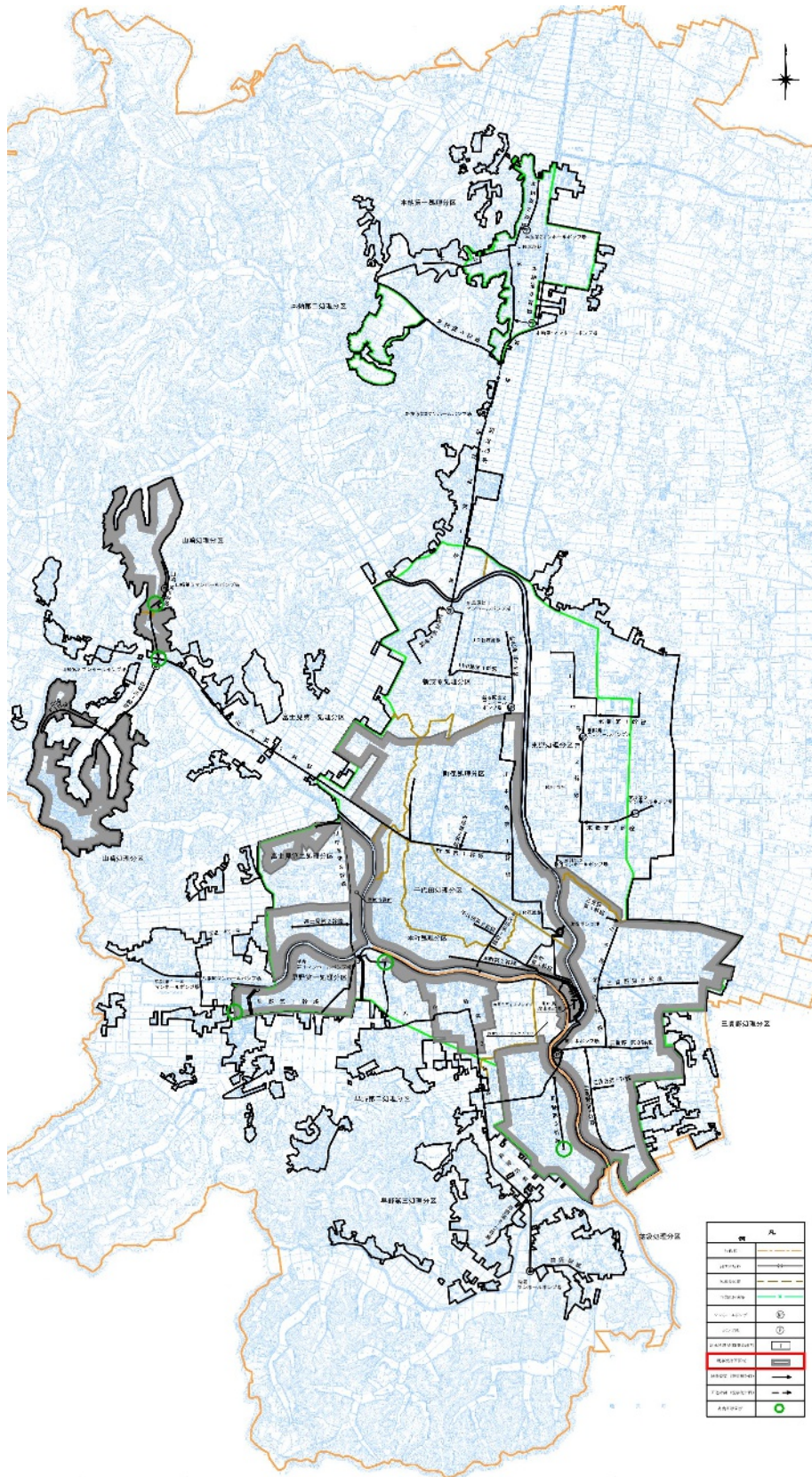


添付資料4 合併処理浄化槽設置整備区域図

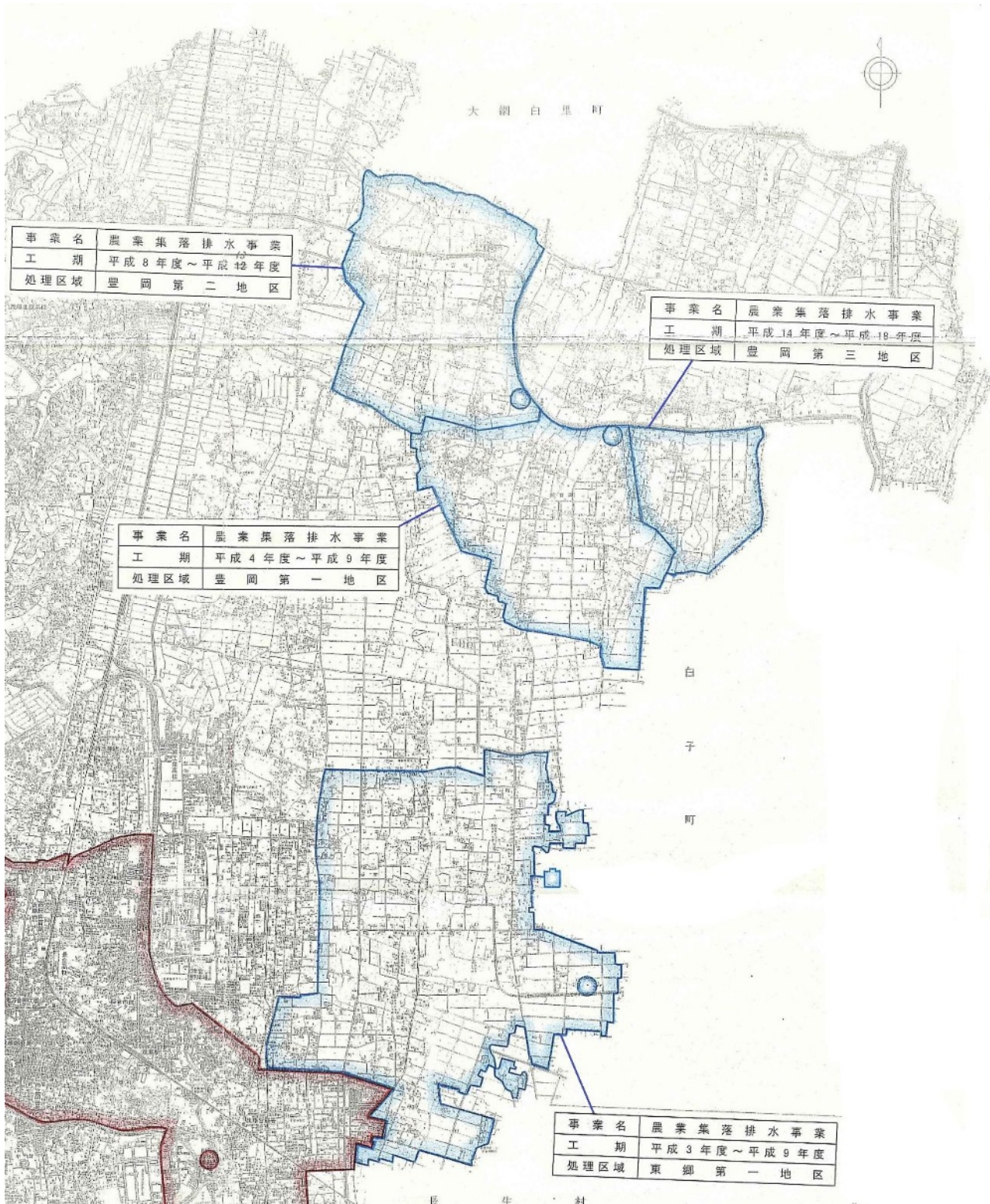
(1) 茂原市

茂原市の下水道区域及び農業集落排水区域は次のとおりである。

① 下水道区域

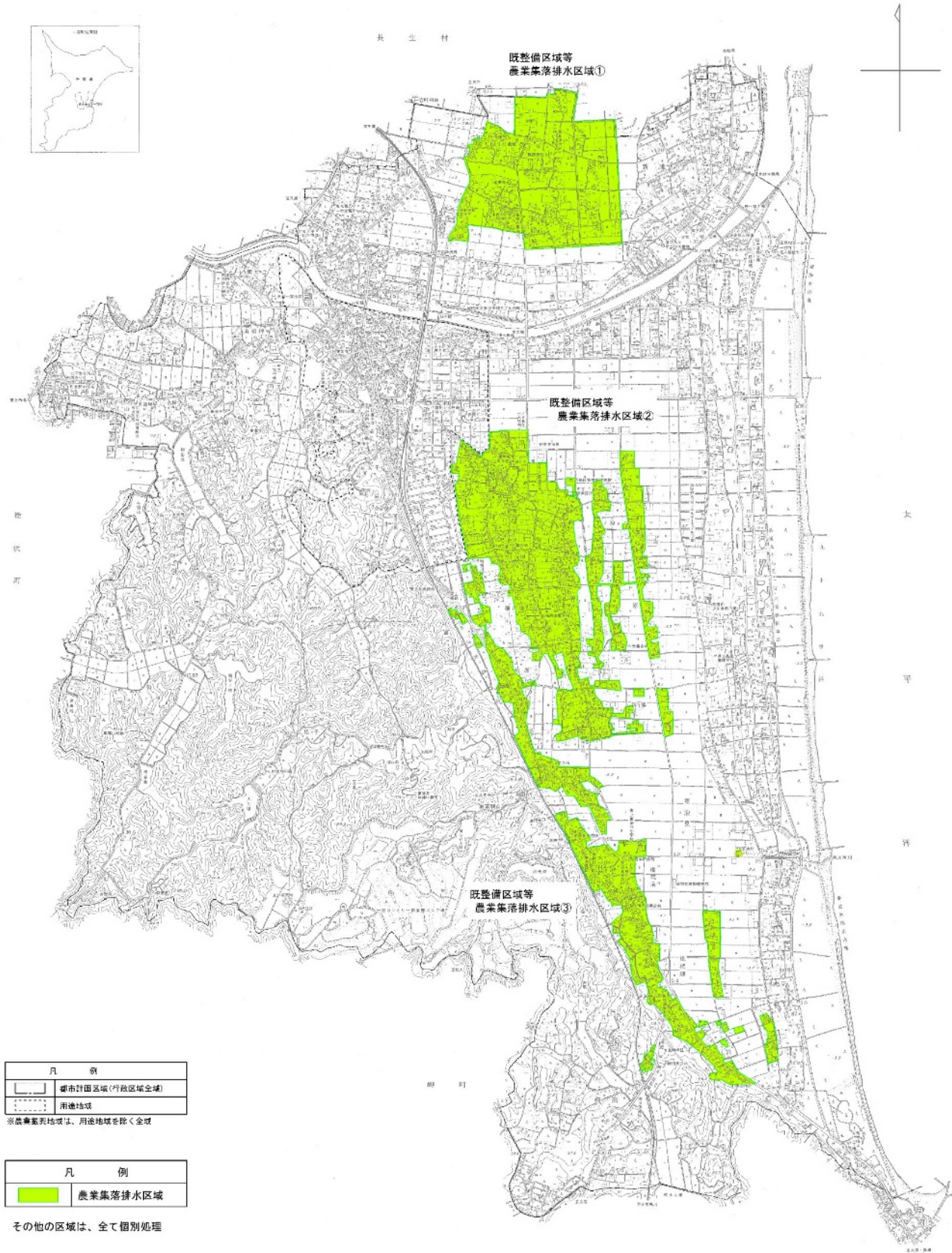


② 農業集落排水区域



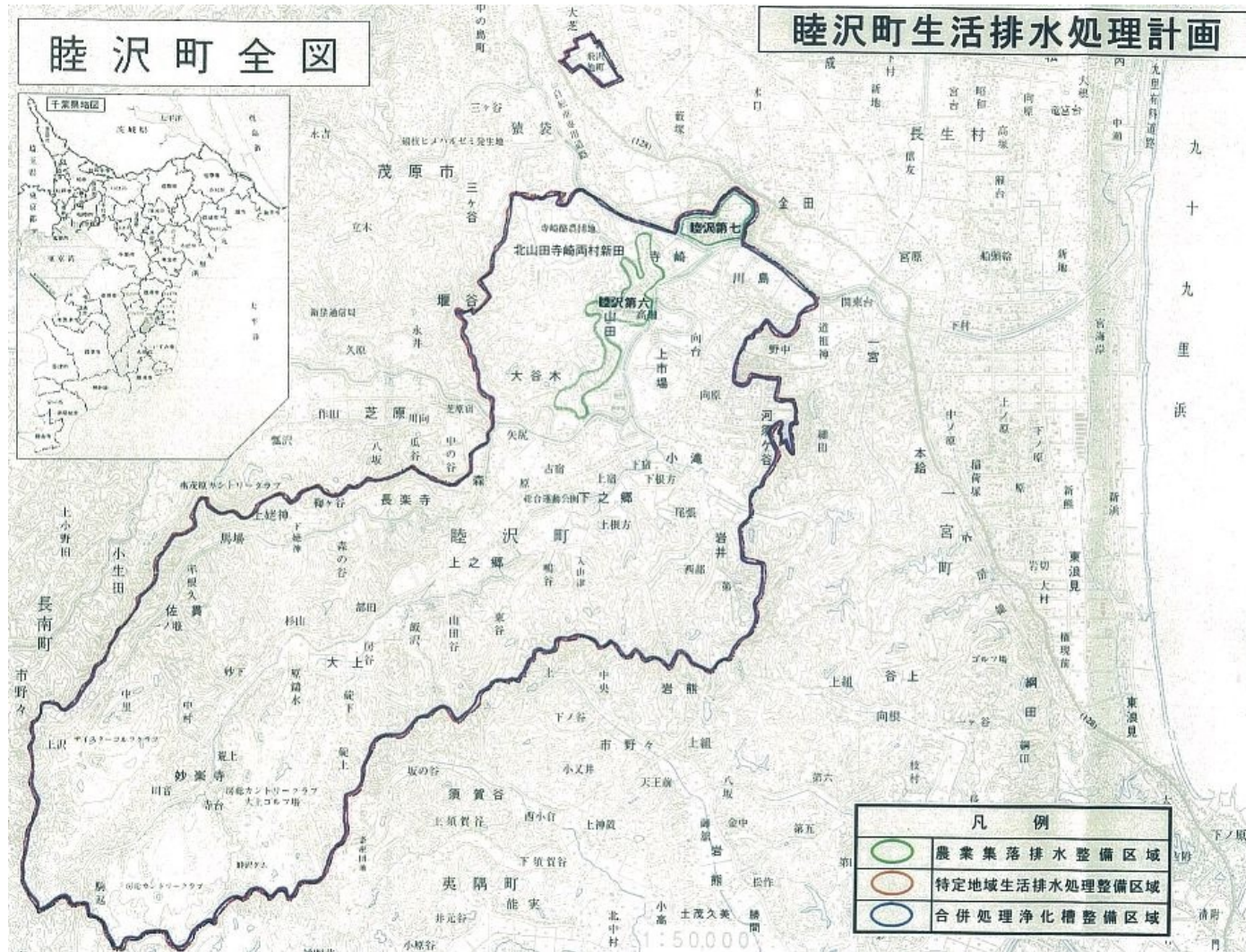
(2) 一宮町

一宮町の農業集落排水施設区域は次のとおりである。



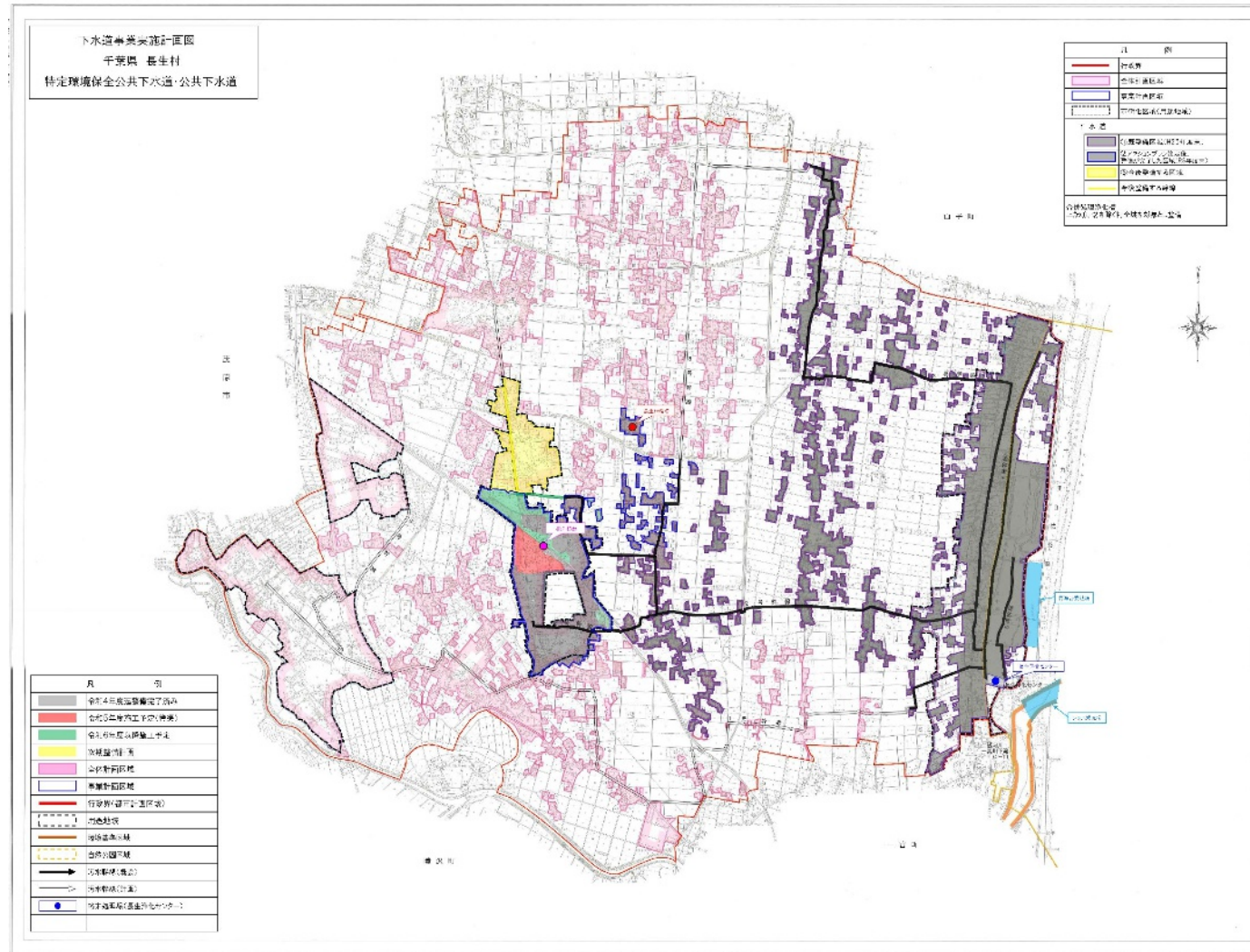
(3) 睦沢町

睦沢町の農業集落排水施設区域は次のとおりである。



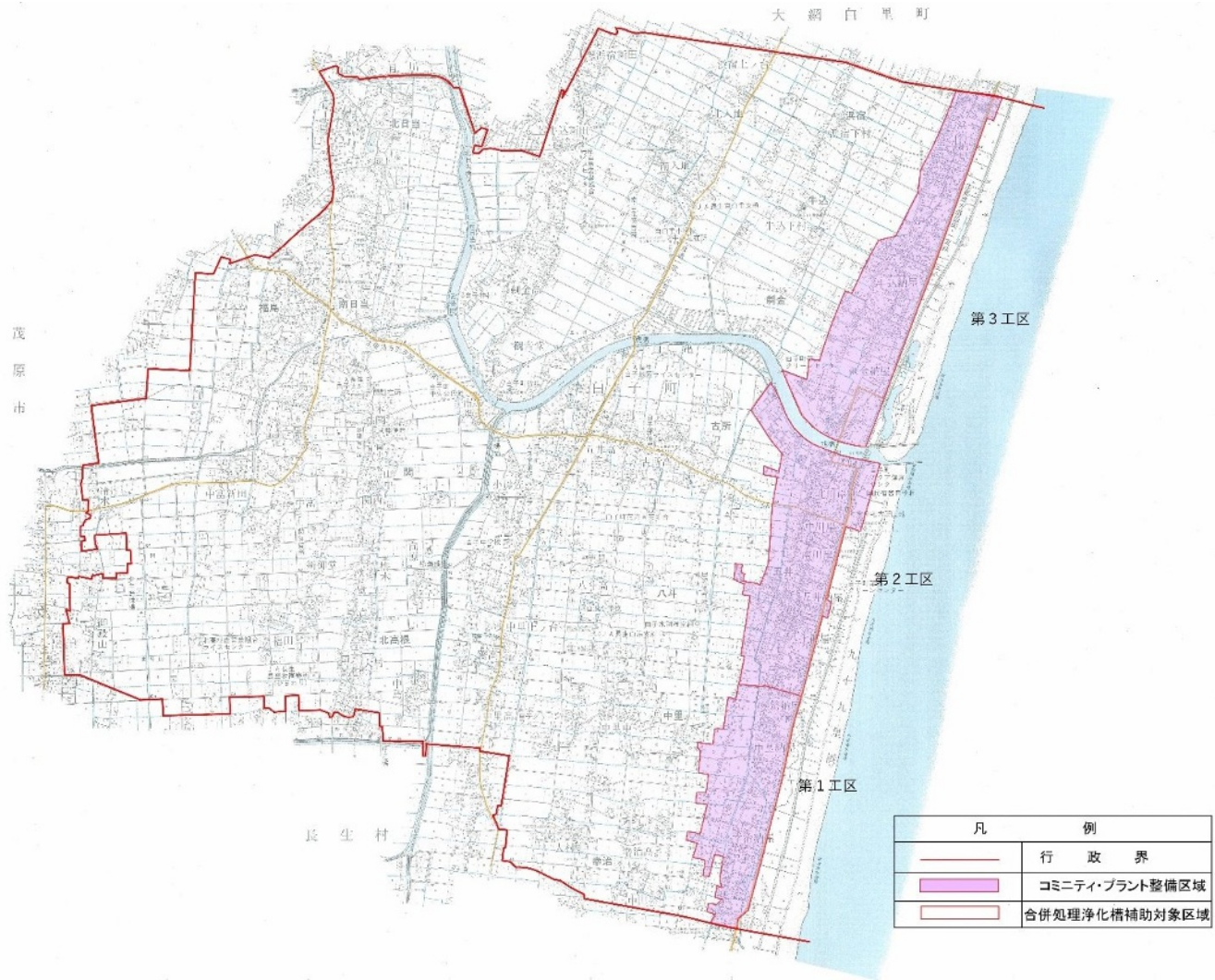
(4) 長生村

長生村の下水道区域は次のとおりである。



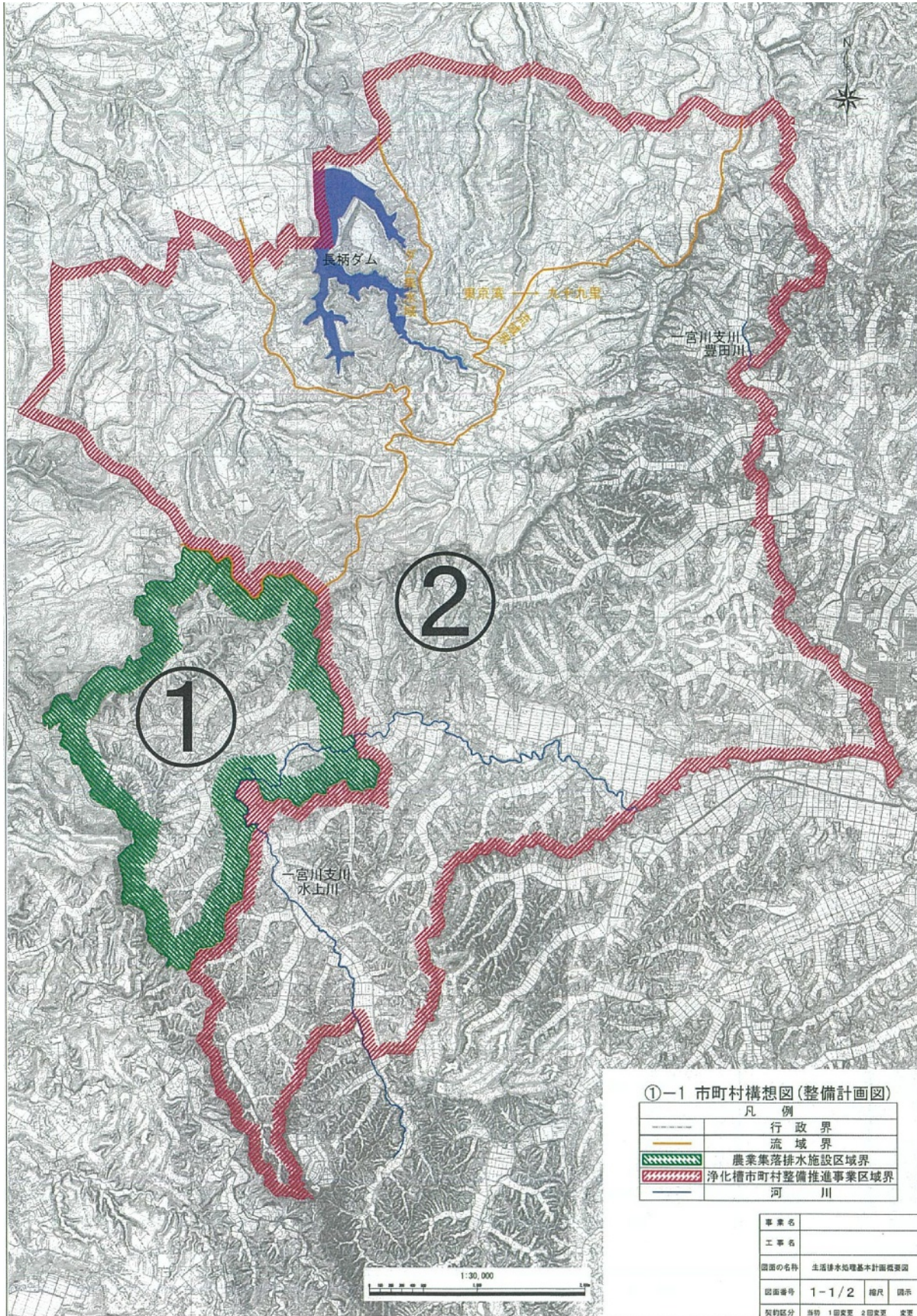
(5) 白子町

白子町のコミュニティプラント区域は次のとおりである。



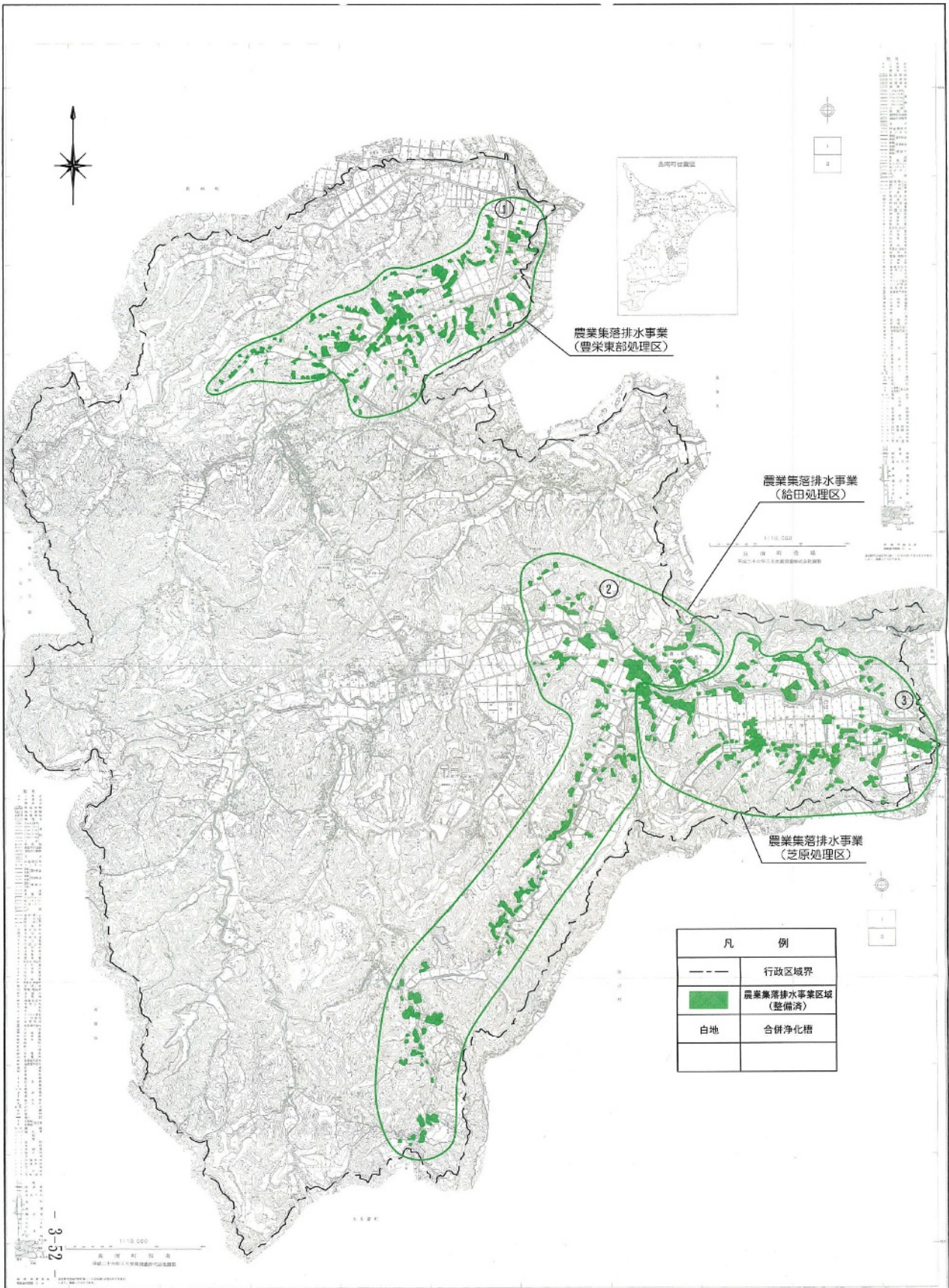
(6) 長柄町

長柄町の農業集落排水施設区域は次のとおりである。



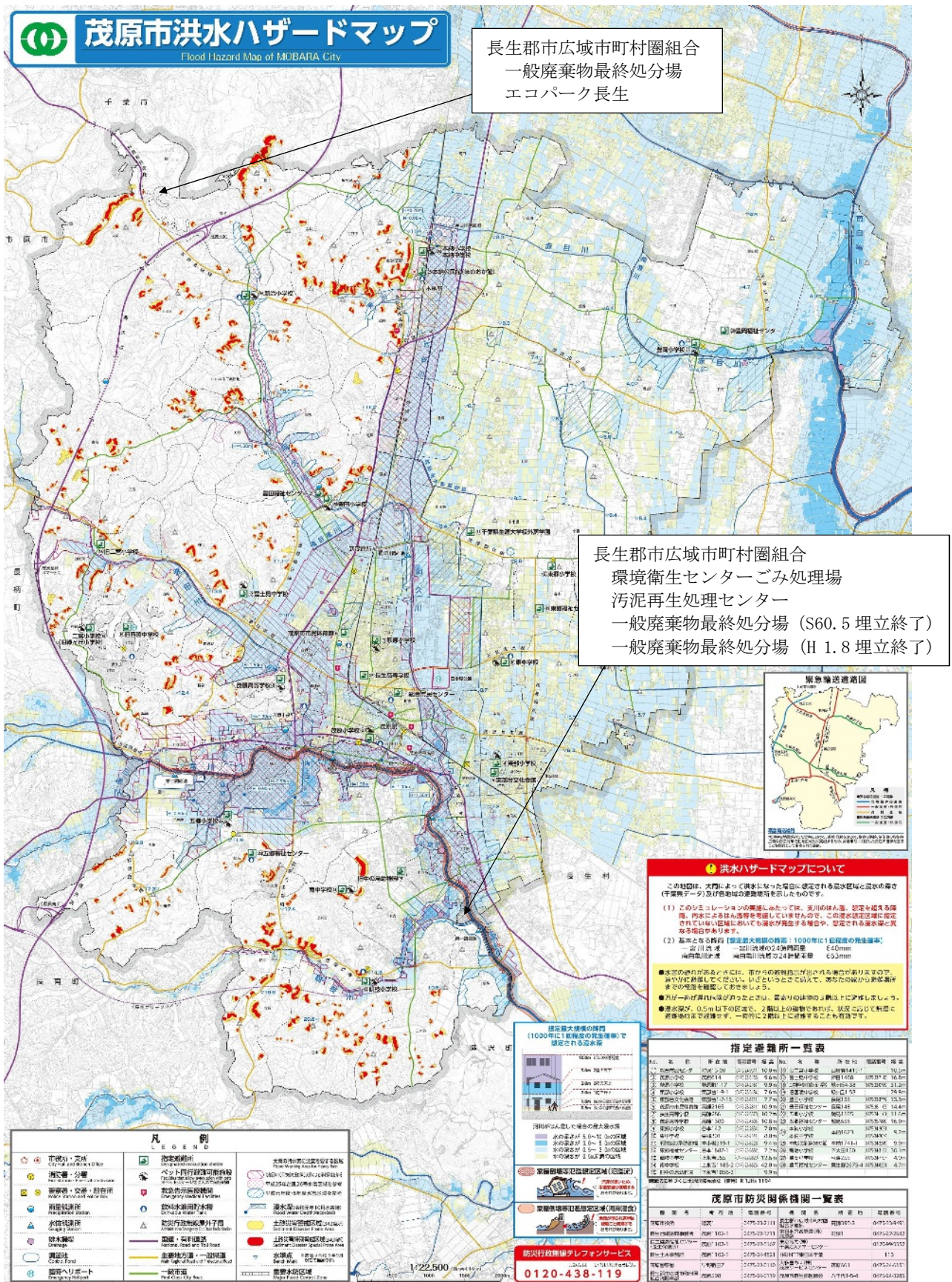
(7) 長南町

長南町の農業集落排水施設区域は次のとおりである。



添付資料5 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

(1) 茂原市



(2) 長生村

洪水ハザードマップについて

このマップは、国土交通省の洪水ハザードマップ作成事業に基づき作成されたものです。このマップは、洪水発生時の被害想定を把握するためのツールであり、実際の被害状況とは異なる場合があります。

※ 国土交通省「洪水ハザードマップ」作成事業について
 国土交通省は、国土強靱化基本法に基づき、洪水発生時の被害想定を把握するための洪水ハザードマップを作成しています。このマップは、国土交通省の洪水ハザードマップ作成事業に基づき作成されたものです。

※ 洪水ハザードマップの活用
 このマップは、洪水発生時の被害想定を把握するためのツールであり、実際の被害状況とは異なる場合があります。このマップを参考に、洪水発生時の避難行動や防災対策を検討してください。

長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生センターごみ処理場 汚泥再生処理センター (S60.5埋立終了) 一般廃棄物最終処分場 (H 1.8埋立終了) 一般廃棄物最終処分場 (H 1.8埋立終了)

一時滞在施設

No.	施設名	所在地	面積	備注
1	24時間利用可能な避難場所	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
2	24時間利用可能な避難場所	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能

緊急避難場所

No.	施設名	所在地	面積	備注
1	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
2	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
3	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
4	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
5	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
6	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
7	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
8	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
9	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
10	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
11	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
12	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
13	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
14	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
15	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
16	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能

災害情報の伝達

災害発生時は、自治体の防災無線や防災メール、防災アプリなどを活用して、災害情報を伝達します。

※ 防災無線
 災害発生時は、自治体の防災無線で、災害情報を伝達します。

※ 防災メール
 災害発生時は、自治体の防災メールで、災害情報を伝達します。

※ 防災アプリ
 災害発生時は、自治体の防災アプリで、災害情報を伝達します。

災害用伝言ダイヤル「171」

災害発生時は、災害用伝言ダイヤル「171」を利用して、災害情報を伝達します。

※ 伝言の発信
 災害発生時は、災害用伝言ダイヤル「171」を利用して、災害情報を伝達します。

※ 伝言の受信
 災害発生時は、災害用伝言ダイヤル「171」を利用して、災害情報を伝達します。

指定一般避難所

No.	施設名	所在地	面積	備注
1	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
2	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
3	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
4	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
5	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
6	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
7	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
8	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
9	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
10	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
11	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
12	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
13	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
14	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
15	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
16	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能

指定福祉避難所

No.	施設名	所在地	面積	備注
1	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
2	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
3	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
4	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
5	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
6	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
7	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
8	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
9	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
10	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能

民間福祉避難所

No.	施設名	所在地	面積	備注
1	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
2	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
3	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能
4	長生町長生公民館	長生町 長生公民館	1,345㎡	一部が24時間利用可能

このマップに関するお問い合わせ

長生町環境衛生センター
 電話：0475-32-2111
 長生町環境衛生センター
 電話：0475-32-2111

最大浸水深

このマップは、最大浸水深を想定したものです。

※ 最大浸水深
 最大浸水深は、5.0m～10.0m未満です。

※ 浸水深
 浸水深は、3.0m～5.0m未満です。

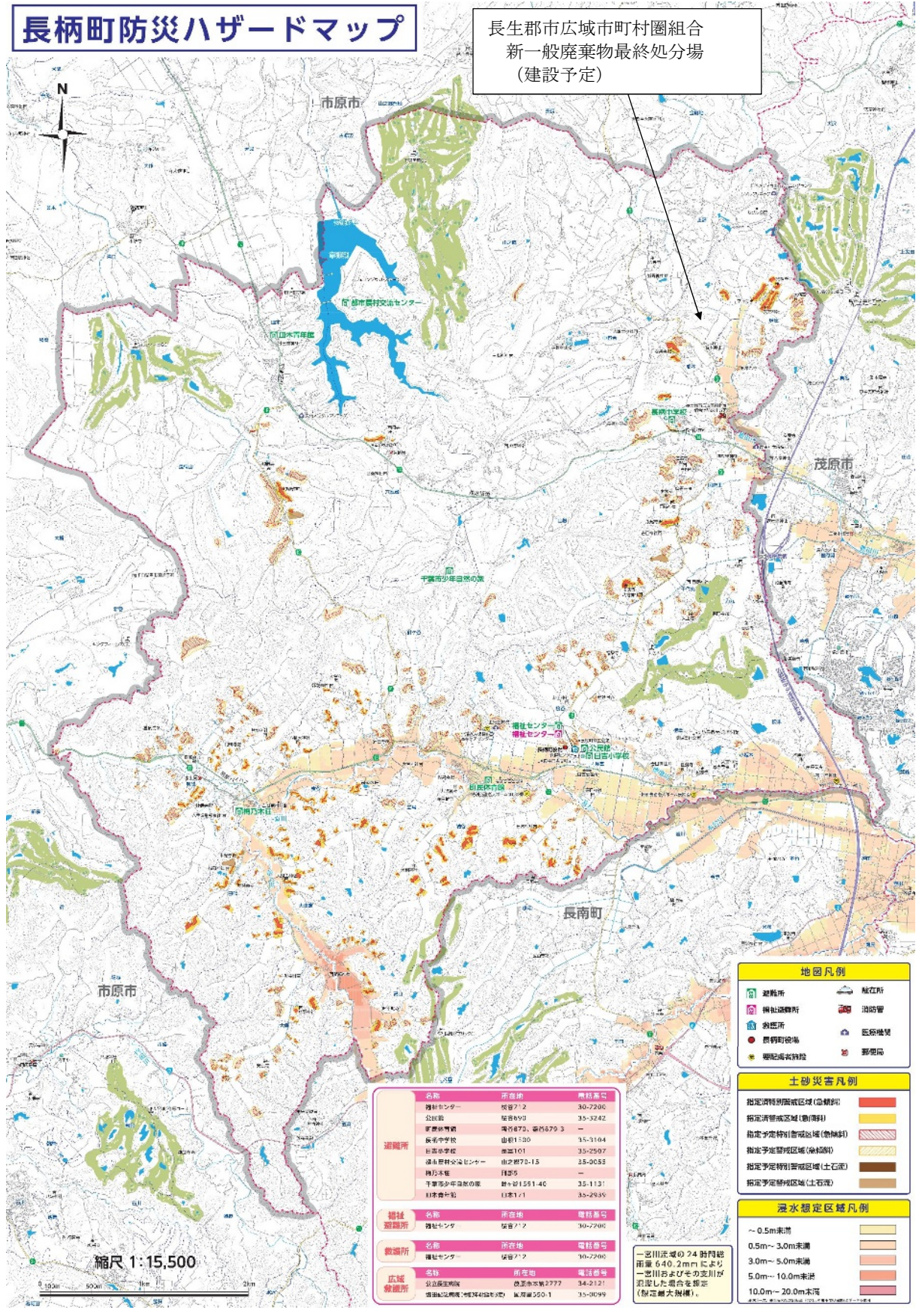
※ 浸水深
 浸水深は、0.5m～3.0m未満です。

※ 浸水深
 浸水深は、0.5m未満です。

例 Legend/測線

- 緊急避難場所
- 指定一般避難所
- 指定福祉避難所
- 民間福祉避難所
- 一時滞在施設
- 環境衛生センター
- 一般廃棄物最終処分場
- 汚泥再生処理センター
- 指定避難所

(4) 長柄町



添付資料6 国土強靱化地域計画

(1) 茂原市

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(合併処理浄化槽への転換促進)

●合併処理浄化槽への転換（環境保全課）

老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽へ転換する。

取組項目	R2 年度末	計画内容	R5 年度末
合併処理浄化槽への転換	3,500 基	100 基	3,600 基

出典：茂原市国土強靱化地域計画, 茂原市, 令和2年8月, P. 70-71

(2) 一宮町・睦沢町・長生村・長柄町・長南町

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を回避するためには、平時からの予防接種の促進や災害廃棄物処理体制の強化、災害対応時の感染症拡大防止のための施設レイアウト等の検討等が必要である。したがって、当該リスクシナリオを回避するために、表 36 に示す施策を推進する。

表 36 リスクシナリオ 2-6 における施策の推進方針

施策番号	施策の推進方針	主な施策分野	施策の推進方針の該当有無					再掲
			一宮町	睦沢町	長生村	長柄町	長南町	
(17)	下水道施設等の耐災害化・維持管理	地域保全・環境	○	○	○	○	○	●
(27)	避難所運営体制・機能の充実・強化（新型コロナウイルス感染症対策を含む）	住民生活・地域社会	○	○	○	○	○	●
(40)	多災害を考慮した受援体制の整備・強化	行政機能／警察・消防等	○	○	○	○	○	●
(46)	災害対応従事者における感染症拡大防止対策	保健医療・福祉	○	○	○	○	○	
(47)	災害ボランティア受入体制の強化（新型コロナウイルス感染症対策を含む）	行政機能／警察・消防等	○	○	○	○	○	
(48)	予防接種や消毒、害虫駆除等の実施	保健医療・福祉	○	○	○	○	○	
(49)	浄化槽の整備促進	地域保全・環境	○	○	○	○	○	
(50)	災害廃棄物処理体制の整備	地域保全・環境	○	○	○	○	○	
(51)	広域火葬体制の構築	地域保全・環境	○	○	○	○	○	

6-3 下水道施設の長期間にわたる機能停止

下水道施設の長期間にわたる機能停止を回避するためには、下水道施設の耐災害化や合併処理浄化槽への転換の促進等が必要である。したがって、当該リスクシナリオを回避するために、表 45 に示す施策を推進する。

表 45 リスクシナリオ 6-3 における施策の推進方針

施策番号	施策の推進方針	主な施策分野	施策の推進方針の該当有無					再掲
			一宮町	睦沢町	長生村	長柄町	長南町	
(17)	下水道施設等の耐災害化・維持管理	地域保全・環境	○	○	○	○	○	●
(40)	多災害を考慮した受援体制の整備・強化	行政機能／警察・消防等	○	○	○	○	○	●
(49)	浄化槽の整備促進	地域保全・環境	○	○	○	○	○	●

出典：国土強靱化地域合同計画 共通編, 一宮町 睦沢町 長生村 長柄町 長南町, 2021年3月, P. 63, 75

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	長生地域	(2)地域内人口	144,180人	(3)地域面積	326.87km ²
(4)構成市町村等名	長生郡市広域市町村圏組合、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	(5)地域の要件*	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町 設立(予定)年月日：昭和46年4月1日 設立 認可予定 設立されていない場合、今後の見通し；				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)							目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和11年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	14,463	14,655	15,118	13,741	13,757	13,987	11,392	(R4比 -18.6%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.16	2.20	2.29	2.09	2.09	2.13	1.73	(R4比 -18.8%)
	生活系 総排出量(トン)	37,869	36,809	37,596	38,099	36,331	35,147	31,591	(R4比 -10.1%)
再生利用量	1人当たりの排出量(kg/人)	214.8	211.5	220.5	225.6	217.0	211.7	183.7	(R4比 -13.2%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	52,332	51,464	52,714	51,840	50,088	49,134	42,983	(R4比 -12.5%)
エネルギー回収量	直接資源化量(トン)	3,571 (6.8%)	3,288 (6.4%)	3,093 (5.9%)	3,152 (6.1%)	3,065 (6.1%)	2,938 (6.0%)	4,176	(9.7%)
	総資源化量(トン)	7,251 (13.9%)	7,313 (14.2%)	7,342 (13.9%)	7,434 (14.3%)	7,126 (14.2%)	6,824 (13.9%)	7,581	(17.6%)
最終処分量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	13,033	12,809	12,202	11,247	11,036	10,028	8,447	
	埋立最終処分量(トン)	411,575	418,401	418,109	371,992	366,900	357,340	301,067	
		7,023 (13.4%)	6,089 (11.8%)	6,049 (11.5%)	6,632 (12.8%)	5,990 (12.0%)	5,751 (11.7%)	4,924	(11.5%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料2)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	環境衛生センター ごみ処理場 3号炉	長生郡市広域 市町村圏組合	全連続式	81(t/日)	H8.4	未定	未定	0	R5.3 基幹的設備改良
ごみ焼却施設	環境衛生センター ごみ処理場 1,2号炉	長生郡市広域 市町村圏組合	全連続式	144(t/日) (72t/日×2炉)	H11.4	未定	未定	0	R5.3 基幹的設備改良
粗大ごみ処理施設	環境衛生センター ごみ処理場	長生郡市広域 市町村圏組合	併用	36(t/日)	H8.4	未定	未定	0	
最終処分場	一般廃棄物 最終処分場	長生郡市広域 市町村圏組合		30,044(m ³)	S53.11	未定	未定	想定される浸水深は0.5m~3.0m未満 道路面から0.5m~3.0m嵩上げて対策している	S60.5 埋立終了
最終処分場	一般廃棄物 最終処分場	長生郡市広域 市町村圏組合		33,450(m ³)	S57.6	未定	未定	想定される浸水深は0.5m~3.0m未満 道路面から0.5m~3.0m嵩上げて対策している	H1.8 埋立終了
最終処分場	一般廃棄物 佐貫最終処分場	長生郡市広域 市町村圏組合		151,763(m ³)	H1.2	未定	未定	0	H19.5 埋立終了
最終処分場	一般廃棄物 最終処分場 エコパーク長生	長生郡市広域 市町村圏組合		93,300(m ³)	H18.9	未定	未定	0	
汚泥再生処理 センター	汚泥再生処理 センター	長生郡市広域 市町村圏組合	浄化槽汚泥の 混入比率の高い 脱糞業処理方式	97(kL/日)	H30.8	未定	未定	0	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の 有無及び解体施設の 名称	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商 品化を奨励する ための施設整備 事業	備考
最終処分場	新一般廃棄物 最終処分場	長生郡市広域 市町村圏組合		87,000(m ³)	R8.3	現有処分場容量逼迫 のため、新設を行う	—	—	0	—	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料3)

4-1 生活排水処理の現状と目標（本組合圏域）

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口		150,767	149,484	147,846	146,570	145,541	144,180	137,715
公下水道	汚水衛生処理人口	36,343	36,319	36,214	36,397	36,335	36,702	39,827
	汚水衛生処理率	24.1%	24.3%	24.5%	24.8%	25.0%	25.5%	28.9%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	16,590	15,996	15,578	15,381	15,143	14,877	14,782
	汚水衛生処理率	11.0%	10.7%	10.5%	10.5%	10.4%	10.3%	10.7%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	61,718	62,053	62,270	62,797	63,061	63,667	63,990
	汚水衛生処理率	40.9%	41.5%	42.1%	42.8%	43.3%	44.2%	46.5%
未処理人口		36,116	35,116	33,784	31,995	31,002	28,934	19,116

※1 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料2）

※2 割合は、衛生・未衛生処理人口の割合に合わせて端数調整しています。

4-2 生活排水処理の現状と目標（茂原市）

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口		90,091	89,422	88,705	88,073	87,664	87,096	85,631
公下水道	汚水衛生処理人口	31,101	30,951	30,706	30,676	30,338	30,617	32,918
	汚水衛生処理率	34.5%	34.6%	34.6%	34.8%	34.6%	35.2%	38.4%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	7,239	7,136	6,878	6,804	6,735	6,639	7,166
	汚水衛生処理率	8.0%	8.0%	7.8%	7.7%	7.7%	7.6%	8.4%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	30,618	31,041	31,641	32,154	32,796	33,444	33,735
	汚水衛生処理率	34.0%	34.7%	35.7%	36.5%	37.4%	38.4%	39.4%
未処理人口		21,133	20,294	19,480	18,439	17,795	16,396	11,812

4-3 生活排水処理の現状と目標（一宮町）

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口		12,454	12,455	12,382	12,296	12,384	12,302	11,474
公下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	2,725 21.9%	2,253 18.1%	2,247 18.1%	2,237 18.2%	2,159 17.4%	2,114 17.2%	2,164 18.9%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	7,222 58.0%	7,408 59.5%	7,572 61.2%	7,706 62.7%	7,920 64.0%	8,142 66.2%	9,310 81.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	2,507	2,794	2,563	2,353	2,305	2,046	0

4-4 生活排水処理の現状と目標（睦沢町）

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口		7,093	7,025	6,967	6,903	6,829	6,692	6,274
公下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	439 6.2%	495 7.0%	478 6.9%	456 6.6%	459 6.7%	456 6.8%	460 7.3%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	4,182 59.0%	4,240 60.4%	4,229 60.7%	4,223 61.2%	4,163 61.0%	4,149 62.0%	4,334 69.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	2,472	2,290	2,260	2,224	2,207	2,087	1,480

4-5 生活排水処理の現状と目標（長生村）

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口		14,429	14,285	14,035	13,932	13,772	13,647	12,813
公下水道		5,242 36.3%	5,368 37.6%	5,508 39.2%	5,721 41.1%	5,997 43.5%	6,085 44.6%	6,909 53.9%
集落排水施設等		0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
合併処理浄化槽等		7,728 53.6%	7,472 52.3%	7,107 50.6%	6,801 48.8%	6,381 46.3%	6,181 45.3%	4,607 36.0%
未処理人口		1,459	1,445	1,420	1,410	1,394	1,381	1,297

4-6 生活排水処理の現状と目標（白子町）

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口		11,448	11,318	11,122	10,961	10,815	10,677	9,225
公下水道		2,188 19.1%	2,177 19.2%	2,152 19.3%	2,106 19.2%	2,082 19.3%	2,042 19.1%	1,958 21.2%
集落排水施設等		4,668 40.8%	4,713 41.6%	4,738 42.6%	4,748 43.3%	4,799 44.4%	4,856 45.5%	5,013 54.3%
未処理人口		4,592	4,428	4,232	4,107	3,934	3,779	2,254

4-7 生活排水処理の現状と目標（長柄町）

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口		7,120	7,000	6,817	6,686	6,520	6,413	6,142
公下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	699 9.8%	689 9.8%	673 9.9%	658 9.8%	645 9.9%	641 10.0%	546 8.9%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	4,431 62.2%	4,340 62.0%	4,191 61.5%	4,091 61.2%	3,972 60.9%	3,903 60.9%	4,242 69.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	1,990	1,971	1,953	1,937	1,903	1,869	1,354

4-8 生活排水処理の現状と目標（長南町）

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口		8,132	7,979	7,818	7,719	7,557	7,353	6,156
公下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	3,300 40.6%	3,246 40.7%	3,150 40.3%	3,120 40.4%	3,063 40.5%	2,985 40.6%	2,488 40.4%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	2,869 35.3%	2,839 35.6%	2,792 35.7%	3,074 39.8%	3,030 40.1%	2,992 40.7%	2,749 44.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	1,963	1,894	1,876	1,525	1,464	1,376	919

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	茂原市	3,537	10,942	H2.4	105	535	R11	公共下水道事業計画の認可区域、農業集落排水事業採択区域を除く区域
	一宮町	3,120	8,142	H1.4	50	250	R11	集合処理施設の計画がない区域
	睦沢町	375	942	H2.3	25	105	R11	
	長生村	2,848	6,608	H2.4	30	170	R11	集合処理施設の計画がない区域
	白子町	900	2,160	H1.4	45	260	R11	コミュニティ・プラント整備区域外
	長南町	947	2,443	H2.4	50	250	R11	
	合計	11,727	31,237		305	1,570		
	睦沢町	580	1,412	H13.12	100	400	R11	
	長柄町	578	1,513	H16.5	50	215	R11	農業集落排水処理区域を除いた町全域
	合計	1,158	2,925		150	615		

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

事業種別	事業番号	事業主体名称※2	規模	事業期間		国土 強 化 地 域 計 画	総事業費(千円)				交付対象事業費(千円)				備考				
				開始	終了		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和9年度	令和10年度		
○最終処分場に関する事業							6,820,228	1,507,992	5,312,236	0	0	0	5,197,946	1,466,522	3,731,424	0	0	0	全体事業: RS~R7
最終処分場整備事業	1	組合	87,000	m ²	R6	R7	6,820,228	1,507,992	5,312,236	0	0	0	5,197,946	1,466,522	3,731,424	0	0	0	
○浄化槽に関する事業							372,720	74,544	74,544	74,544	74,544	308,090	61,618	61,618	61,618	61,618	61,618	61,618	
浄化槽設置整備事業		茂原市	105	基	R6	R10	57,770	11,554	11,554	11,554	11,554	57,770	11,554	11,554	11,554	11,554	11,554	11,554	
浄化槽設置整備事業		一宮町	50	基	R6	R10	25,250	5,050	5,050	5,050	5,050	23,500	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	
浄化槽設置整備事業		睦沢町	25	基	R6	R10	6,000	1,200	1,200	1,200	1,200	6,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
浄化槽設置整備事業		長生村	30	基	R6	R10	28,780	5,756	5,756	5,756	5,756	28,780	5,756	5,756	5,756	5,756	5,756	5,756	
浄化槽設置整備事業		白子町	45	基	R6	R10	18,350	3,670	3,670	3,670	3,670	18,350	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	
浄化槽設置整備事業		長南町	50	基	R6	R10	23,470	4,694	4,694	4,694	4,694	23,470	4,694	4,694	4,694	4,694	4,694	4,694	
浄化槽市町村整備推進事業		睦沢町	100	基	R6	R10	130,500	26,100	26,100	26,100	26,100	91,540	18,308	18,308	18,308	18,308	18,308	18,308	
浄化槽市町村整備推進事業		長柄町	50	基	R6	R10	82,600	16,520	16,520	16,520	16,520	58,680	11,736	11,736	11,736	11,736	11,736	11,736	
合計							7,192,948	1,582,536	5,386,780	74,544	74,544	5,506,036	1,528,140	3,793,042	61,618	61,618	61,618	61,618	

※1 事業番号については、計画本文(3)表5等に示す事業番号と一致する。

※2 組合とは、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町で構成する一部事務組合である。

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	長生郡市広域市町村圏組合		
(2) 施設名称	一般廃棄物最終処分場		
(3) 工期 ※1	令和6年度～令和7年度 (全体：令和5年度～令和7年度)		
(4) 処分面積、容積	総面積	m ²	埋立面積 m ² 埋立容量 87,000m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始	令和 8 (2026) 年度	埋立終了 令和 22 (2040) 年度
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	既存施設の残余容量が逼迫した状況にあることから、新最終処分場を整備する		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有	⊖	
(9) 総事業計画額 ※1	6,820,228千円（全体：7,285,161千円） うち、交付対象事業費 5,197,946千円（全体：5,640,810千円）		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	茂原市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	市内に既存する単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併浄化槽への切替えを促進していく。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和6年度～令和10年度
(5) 事業対象地域の要件	<input type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪、山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 57,770千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (535人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	100基 (500人分)	33,200千円	33,200千円	33,200千円
6～7人槽	5基 (35人分)	2,070千円	2,070千円	2,070千円
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	105基	10,500千円	10,500千円	10,500千円
撤去費	105基	12,000千円	12,000千円	12,000千円
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災 害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	105基 (535人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	57,770千円	57,770千円	57,770千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	一宮町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	町内に既存する単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併浄化槽への切替えを促進していく。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和6年度～令和10年度
(5) 事業対象地域の要件	<input type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪、山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 23,500千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (250人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	50基 (250人分)	12,000千円	12,000千円	12,000千円
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	50基	6,250千円	6,250千円	6,250千円
撤去費	50基	5,250千円	7,000千円	5,250千円
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	50基 (250人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	23,500千円	25,250千円	23,500千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	睦沢町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	町内に既存する単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併浄化槽への切替えを促進していく。
(4) 事業期間 （生活排水処理基本計画期間）※ 生活排水処理基本計画をもって地域計画に 代える場合に括弧書きで記載。	令和6年度 ～ 令和10年度
(5) 事業対象地域の要件	<input type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪、山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 6,000千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (105人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	15基 (45人分)	4,980千円	3,600千円	3,600千円
6～7人槽	10基 (60人分)	4,140千円	2,400千円	2,400千円
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費（災 害）	基			
改築費（長 寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	25基 (105人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	9,120千円	6,000千円	6,000千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	睦沢町
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	町内に既存する単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併浄化槽への切替えを促進していく。
(4) 事業期間 （生活排水処理基本計画期間）※ 生活排水処理基本計画をもって地域計画に 代える場合に括弧書きで記載。	令和6年度 ～ 令和10年度
(5) 事業対象地域の要件	<input type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪、山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 91,540千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (400人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	70基 (210人分)	58,590千円	84,000千円	58,590千円
6～7人槽	25基 (150人分)	26,075千円	37,500千円	26,075千円
8～10人槽	5基 (40人分)	6,875千円	9,000千円	6,875千円
11～15人槽	基 (人分)			
16～20人槽	基 (人分)			
21～25人槽	基 (人分)			
26～30人槽	基 (人分)			
31～40人槽	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (戸数)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費（災 害）	基			
改築費（長 寿命化）	基			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	100基 (400人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	91,540千円	130,500千円	91,540千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	長生村
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	村内に既存する単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併浄化槽への切替えを促進していく。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和6年度 ～ 令和10年度
(5) 事業対象地域の要件	<input type="checkbox"/> 人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 28,780千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (170人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	20基 (100人分)	6,640千円	6,640千円	6,640千円
6～7人槽	10基 (70人分)	4,140千円	4,140千円	4,140千円
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	30基	9,000千円	9,000千円	9,000千円
撤去費	30基	9,000千円	9,000千円	9,000千円
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費（災 害）	基			
改築費（長 寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	30基 (170人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	28,780千円	28,780千円	28,780千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	白子町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	町内に既存する単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併浄化槽への切替えを促進していく。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和6年度 ～ 令和10年度
(5) 事業対象地域の要件	<input type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪、山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 18,350千円 うち環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 18,350千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (260人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	35基 (175人分)	11,620千円	7,950千円	7,950千円
6～7人槽	5基 (35人分)	2,070千円	2,070千円	2,070千円
8～10人槽	5基 (50人分)	2,740千円	2,730千円	2,730千円
11～20人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)	千円	千円	千円
宅内配管費	30基	9,000千円	3,000千円	3,000千円
撤去費	30基	3,300千円	2,600千円	2,600千円
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災 害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	45基 (260人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	28,730千円	18,350千円	18,350千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	長柄町
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	町内に既存する単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併浄化槽への切替えを促進していく。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和6年度～令和10年度
(5) 事業対象地域の要件	<input type="checkbox"/> 人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 58,680千円 うち環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 58,680千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (215人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	35基 (105人分)	29,745千円	42,000千円	29,745千円
6～7人槽	10基 (60人分)	10,615千円	17,000千円	10,615千円
8～10人槽	5基 (50人分)	7,020千円	11,000千円	7,020千円
11～15人槽	基 (人分)			
16～20人槽	基 (人分)			
21～25人槽	基 (人分)			
26～30人槽	基 (人分)			
31～40人槽	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (戸数)			
宅内配管費	単独 20基 汲取10基 30基	8,000千円	8,000千円	8,000千円
撤去費	単独 20基 汲取10基 30基	3,300千円	4,600千円	3,300千円
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長 寿命化）	基			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	50基 (215人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	58,680千円	82,600千円	58,680千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	長南町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	町内に既存する単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽では処理することのできない生活雑排水が河川や海浜の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併浄化槽への切替えを促進していく。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和6年度～令和10年度
(5) 事業対象地域の要件	<input type="checkbox"/> 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 23,470千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (250人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	50基 (250人分)	12,970千円	12,970千円	12,970千円
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	35基	10,500千円	10,500千円	10,500千円
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	50基 (250人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	23,470千円	23,470千円	23,470千円

